

平成18年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成18年6月21日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成18年6月22日 午前10時00分
	延 会	平成18年6月22日 午後 4時54分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐 々 木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	桂川実(兼務)
助役	大沼隆		
総務課長	田辺正保	出納室長	柿崎修一
税財政課長	佐藤悟	教育長	富澤泰
まちづくり 推進課長	北村誠	教委管理課長	米内山法敏
		教委指導室長	酒井裕之
町民課長	久保一将	教委生涯 学習課長	藤田稔
保健介護課長	豊原隆弘		
福祉課長	松見弘文	教委体育 振興課長	松浦正之
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	監査委員	今村實
建設課長	佐藤雅寛	監査事務局長	松澤武夫
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂川実		

1. 会議録署名議員

12番	谷口弘		
13番	菊池賛		

1. 会期

6月21日から6月23日までの3日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第2回定例会議事日程

(18.6.22)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		一般質問
第3	議案第65号	公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
	議案第66号	公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
	議案第67号	公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
第4	議案第68号	公有水面埋立許可に関する意見について
第5	議案第69号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第6	議案第70号	辺地に係る総合整備計画の策定について
第7	議案第71号	財産の取得について
第8	議案第72号	工事請負契約の締結について
	議案第73号	工事請負契約の締結について
第9	議案第74号	建設工事委託協定の締結について
第10	議案第75号	特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
	議案第76号	特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
第11	議案第77号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第78号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第79号	厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第80号	厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第15	議案第81号	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16	議案第82号	厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
第17	議案第83号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第84号	平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第85号	平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算

厚岸町議会 第2回定例会

平成18年6月22日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の署名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番谷口議員、13番菊池議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、12番、谷口議員の一般質問を行います。
12番。
- 谷口議員 おはようございます。
本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2件について質問をいたします。
まず1つ目は、障害者自立支援法がこの4月から実施されておりますが、原則1割の応益負担が導入され、利用者の負担増と施設からの対処、サービス利用の手控え、施設経営に大きな影響が出ていると言われておりますが、現在までの町内の対象者の状況、町外への施設等への入所者、あるいは通所者と町内の授産施設、共同作業所の運営と今後の見通し、どのようになっているのか、お伺いいたします。
10月からの新体系への移行に当たって、問題点と町の対策はどのようになっているのか、お伺いをいたします。
2つ目は、矢臼別演習場における在沖繩米海兵隊の訓練内容の追加、訓練時間の延長などについてお伺いをいたします。
本年度は、155ミリ榴弾砲の実弾砲撃訓練は矢臼別演習場では行われませんが、去る4月13日、14日の2日間で、札幌防衛施設局は、当町初め関係自治体に対し、在沖繩米海兵隊の155ミリ榴弾砲の砲撃訓練の際、小火器の訓練の追加の受け入れを求めています。その後の対応について、町長の考え方について説明をお願いいたします。
さらに、新聞報道などによりますと、夜間演習の延長を取り上げておりましたが、これらについてはどのようになっているのかを説明いただきたいと思います。
以上で、私の1回目の質問といたします。
- 議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

12番、谷口議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、障害者自立支援法が施行されて、現在までの町内の対象者、並びに町外の施設等の入所者、通所者の状況と今後の見通しについて申し上げます。

町外の施設等の入所者は、平成18年4月現在で28名の方が利用されており、法施行前の3月時点と同じ利用者数でございましたが、5月末をもって1名の退所者が生じている状況であります。

この退所した要因につきましては、施設及び家族からお聞きしている内容から、利用者負担の仕組みが原則1割負担となったことによる影響であると町では考えているところであります。

厚生労働省からの資料では、義務化されている障害福祉計画におけるサービス見込み量において、施設入所者等は約3割の方々がグループホームなど、地域へ移行する内容が示されており、障害者自立支援法の施行による施設入所者などへの影響は、今後も生じてくるものと考えております。

次に、共同作業所の運営と今後の見通しについてであります。町内には平成16年度から真栄町において、パンを製造販売するなどの共同作業所が1カ所あります。

この共同作業所は、現在知的障害者3名、精神障害者3名、計6名が通所しており、町補助金と売り上げ収入を主な財源として運営されており、町が交付する補助金の半分は北海道補助金で賄われているところであります。

なお、北海道における平成18年度障害者地域共同作業所運営事業補助金交付要綱で示されている事業の実施時期は、平成18年9月31日までとされており、財源確保が非常に困難な状況にあります。10月以降につきましては、新たな補助金の交付対象要件として、法人格が求められておりますが、法人格取得の見通しは立っていないと聞いているところであります。

次に、10月からの新体制への施行に伴っての問題点と、町の対策はどのようになるのかについてお答えいたします。

10月以降においては、入所施設が5年間の経過措置期間中に準備が整った事業所から新体系に移行することとなり、退所者の発生が伴ってくるものと考えております。町としては地域で支え合えるよう退所者を迎え入れるために必要な相談支援体制の整備やサービス提供の確保に努めているところであり、また障害に対する地域の理解を一層深めるよう努力する所存であります。

共同作業費につきましては、事業者と利用者、その家族の意向などを確認し、福祉関係者の意見を踏まえながら、慎重に対処してまいりたいと考えております。

続いて、矢臼別演習場における在沖縄米海兵隊の訓練内容等に関するご質問にお答えをいたします。

去る4月13日に矢臼別演習場での米海兵隊の155ミリ榴弾砲実弾射撃訓練の際に、小銃や機関銃などの小火器実弾射撃訓練を実施したいとの申し入れが札幌防衛施設局からされたことは、本年5月に開会された町議会第2回臨時会において行政報告をしたとおりであり、この申し入れに対する町の対応につきましては、これまで北海道及び関係町との連携のもとで検討協議を進めてきているところであります。

まず、小火器の実弾射撃訓練は、訓練内容の拡大であり、受け入れるべきでないのではとのお尋ねですが、去る6月9日に札幌において、北海道及び演習場周辺4町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議が開催され、助役が代理出席しましたが、ここに札幌防衛施設局次長の出席を得て、この小火器射撃訓練の実施にかかわる質疑回答を得ております。

この中で、訓練の拡大ではないかとの質問に対し、国では小火器実弾射撃を伴う砲陣地防衛訓練は、移転前にキャンプ・ハンセンで実施されている訓練と同質、同量の訓練に含まれているものと考えているとの回答でありますし、さらにこれまでキャンプ・ハンセン以外に行われていなかった小火器実弾射撃をなぜ実施するのかとの問いには、訓練時期を切り離れたのでは、訓練の効果的実施や隊員の練度の維持向上に問題があり、移転先5演習場でも実施させてほしいとの米側の要請によるものとしながら、1つには米側の要請は訓練の効率化などの観点から必要性を理解できること、2つには、小火器射撃訓練は自衛隊の訓練や日米共同訓練で、既に実施されており、周辺の環境や地元住民に騒音などの新たな負担を強いるものではないなどの理由から、この訓練の実施について理解してほしいとの答えであります。

また、この小火器の実弾射撃訓練の実施に伴って、訓練日数や部隊規模などが増加することはないとのことです。今後、小火器射撃訓練以外に訓練内容がふえることはないとの説明でありました。このような国の考え方などについての把握を行ったところですが、本件に関する対応方針につきましては、本年これから他の演習場で実施される当該訓練状況を確認するなどの情報収集をさらにを行い、本年7月下旬に再度当該連絡会議を開いて態度を固めることにしております。

次に、夜間訓練が延長されるのではとの報道に関するお尋ねですが、これにつきましても、さきの連絡会議におきまして、小火器の射撃訓練が加わることにより攻撃訓練が夜間にずれ込むことはないかとの質問もしており、これに対しましては演習場の安全管理規則により自衛隊がとられている措置に従って実施するとの回答を得ています。

防衛施設局としては、夜間攻撃訓練自粛の地元要請を踏まえて、米側との調整に当たっており、今後とも夜間射撃を必要最小限にとどめるよう、米側に要請するとのことであり、時間の延長が必要との話は出ておりません。

なお、夜間訓練の自粛につきましては、これまで米海兵隊の訓練が行われる都度、連絡会議を通じて申し入れを行ってきており、これは今後も継続する考えであります。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 ただいま町長からご答弁をいただいたんですが、障害者自立支援法については、結果的にというか、もうこの影響がわずか2カ月で、実施後2カ月で影響が出てきているというのが今の答弁でも明らかではないのかなというふうに考えております。

それで、この法律を国会等で議論されている際にも、政府はこの事業については、サービスの水準は後退させることは絶対ないんだというようなことを言っていたわけですが、実際に町内の入所者の一部がもう退所せざるを得ない状況になっているとい

うことに対しては、やはり今後これらの問題に対して、町としてどのような態度をとっていくのか、あるいは国や道にどう働きかけていくのかということが非常に重要になってきているのではないかなというふうに考えるんですけども、これらについて、今後どのように考えていくのか。

そして、通所者の中には、やはり一定の負担を強いられるのと同時に、作業所等の、あるいは通所施設での一定の収入と負担とのバランス、これが逆転してしまっている現象が今出ているわけですよ。そういうことに対して、負担は1万円から3万円ぐらいしなきゃならないけれども、得られる収入は7,000円だとか、6,000円だとか、5,000円ぐらいだとか、そうすると今までかからなかったところに負担をしてまで通わなければならないということにはなかなか切れない、それを負担することができない。

こういうことで、今後、現在今1名の退所者で済んでいますけれども、今後これがさらにふえていく可能性が出てくるのではないかなというふうに思うんですよ。これは全国的に見ても、もう相当の人が結果的には退所を余儀なくされている、通所をやめざるを得なくなっているという報告があちこちでありますから、この現実をきちんと押さえていく必要があるのではないかなというふうに考えているんですけども、やはり厚岸町として、現在他町の施設に入所している人、あるいは通所している人たちの実態調査をきちんとしていただきたいと思うんですけども、これらについてどのように考えているか。そして、その実態調査に基づいた対策をきちんとつくっていただきたいというふうに思うんですが、それらについて再度お伺いをいたします。

それから、町内の共同作業所の問題ですけども、結果的に道の方針はこれを見ますと、今の町長のお答えによりますと、平成18年度の障害者地域共同作業所運営事業補助金交付要綱で補助されているのは、今年9月31日までだということですよ。そうすると今、実際に3名・3名で6名の方が通所されているということなんですけれども、この人たちがもしこのままでいくと、この作業所の運営ができなくなってしまうと、これは主に共同作業所の指導員等との人件費が主なものではないのかなというふうに思うんですけども、これが9月いっぱい、もし補助が打ち切られてしまうということになると、この作業所は今後どうしていけばいいのか。簡単に今、道の方が言っている法人格の取得などをとる、そういう見通しをつけることができるのかどうなのか、これは町も一体となって考えていかなければならない問題ではないのかなと。

本来であれば、町が運営していればこういう問題もきちっとクリアできるんですけども、結果的にはこの作業所に現在通所されている障害者の親御さんだとか、あるいは障害者を持っている方々の団体がこういうものを設立したのではないかなと。もう待ちきれなくなって立ち上げた、そういう作業所だと思うんですよ。そうであれば、やはり行政は行政としての責任をきちんと果たしていかなければならないと思うんですけども、これらについてどのようになっているのか、もう一度説明をお願いしたいというふうに考えております。

それで、結果的に10月以降に新体系に移行していくわけですけども、これに対して、やはり今もう3カ月か4カ月にしかない状況に入っています。3カ月ですよ、もう実質的に。そうすると結果的にはもう急がれる課題でありますよね。ですから、9月の定例会にはもう結論が出ていなければならない、そういう問題だと思うんですけども、

これらに対して、今町長として地域で支え合えるように、あるいはもし対処した人たちの問題に対して、相談やサービス提供に努めていきたいというふうに述べられておりますけれども、これは実際に動いていかなければならない問題だと思うんですね。こういうことに対して、もう一度ご説明をお願いしたいというふうをお願いいたします。

矢臼別演習場の問題ですけれども、155ミリの榴弾砲の砲撃訓練受け入れについては、町は以前は受け入れ反対できていますし、その後、受け入れをしてきているわけですが、その受け入れ条件を守るということがやはり前提で、今までは進んできていると思うんですね。

それで、結果的に今まではやりたいことをなかなか地元の理解を得ることができないということで、我慢に我慢をしてきたんですけども、もうこの辺で結果的にこういうこともやりたい、ああいうこともやりたいということになって、今回こういう申し入れが出てきたのではないのかなというふうに思うんです。

それで、私はすべての砲撃訓練の公開訓練に参加したわけではありませんけれども、初めのうちは非常に砲撃訓練をすることにだけ、それだけをやっていたんですけども、年を追うごとに公開訓練でも様子が変わってきているんですね。もう正確にはちょっと言えませんが、初めのうちは砲撃訓練だけを見せてくれたんですけども、そのうちに持ち込んだ小火器だとか、あるいはいろんな計測機械だとか、そういうものをきちんとパネルを使った、そういうものを使って、今こういうものを持っていますよということを公開訓練の際に展示等をして公開訓練の参加者に公開をしていたと。それがその次には、今度は砲弾のわきに穴を掘って、そこで銃を構えている、そういうのを見せると。

それで去年はどういうことをやったかという、各地域に機関銃だとか、そういうものを配置して、道路わきだとか、あるいは車の上からだとか、そういうものを配置しておいて、そして実際にあの日は天気が悪かったから、155ミリの砲撃は訓練として私たちが行った際にはできなかつたんですけども、結果的にテロが進入してきたというようなことで、それを駆逐するような訓練をするということまでやって見せているわけですよ。

そういうことで、今回の申し入れは、やはり一つ一つ今までできなかった扉、あるいはかぎを外しながら、ついに本当に戦闘訓練そのものに入っていくのではないのかなと。そういうことに扉を開けようとしているということに対しては、やはり受け入れ条件とは拡大解釈を次々とさせながら、結果的に海兵隊がやりたいことをすべて最終的にはやるということになっていく、非常に危惧される問題ではないのかなというふうに考えるんですが、後で申しあげました夜間訓練の問題も含めて、やはりきちんと対応していかなければならないのではないのかなというふうに思うんです。

それで、夜間訓練の問題で言えば、向こうが認識しているのか、この間の道新なんかを見ると、10時以降にやるのが夜間訓練だなんて、そういう認識まで示されているんでは、やはり困ると思うんですね。

夜間訓練は一般的に言えば、どういうふうに解釈をするのかということ、やはり今まで搾乳時間過ぎた後の時間で一定の時間、遅くても10時にはやめるというのが今まで抑え

ていた夜間訓練の定義ではなかったのかな。これは結果的にはそれを過ぎたのが夜間訓練なんていう拡大解釈をされたんでは、この砲撃訓練時間をどんどん延長してしまうということになっていくと思うんですよね。地域のやはり農家の経営にも大きな影響を与えてしまう、こういうことに対してはきちんと対応していただきたいと。

やはり今回の問題を見てみますと、やはり小出し小出しにしながら、結果的にやりたいうことをすべてやるということに変わってしまう。矢臼別演習場はそれでなくてもさまざまな問題で、もっと大きな移転先としてもたびたび新聞報道等で取り上げられている、そういう演習場であるということを含めれば、沖縄の痛みを分かち合うなんていうようなものではなくて、結果的に今度はこちらに痛みだけが飛んでくるということになったんでは私は困ると。やはり町長としての毅然とした対応をしていただきたいというふうに考えているんですが、お答えをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 障害者自立支援法の関係についてお答えをしたいと思います。

施設入所者につきましては、1名の退所者が出ている状況を答弁いたしました。この方は20数年間施設を利用されていて、対象時は授産施設ということで、入所時は仕事をしながら生活していた方でございます。

このサービスの低下をしていかないという国の考え方でございます。対象者は私どもの考えでは1割負担になったということで、みずからの年金、それから年金は障害基礎年金です。それから授産施設の工賃です。これらは授産施設の工賃は1万円前後、そういったところでおりますけれども、その中で家族等の話を聞きますと、施設でお金を管理しているんですけれども、いろいろ携帯電話とか、そういった自分の日常コントロールですね、そこら辺がなかなか難しい状況にあって、今の年金と工賃では施設の入所は継続できないというふうにおっしゃっています。そこで、退所に至った理由は私どものように確認させていただいております。

じゃ、地元市町村でどう受け入れるかということになります。実はその方は20数年間入っていた方でございます。昭和50年後半の入所者でございます。このことを考えますと、厚岸町においては、これまで障害福祉計画の着実な推進を図ってまいりました。その結果、道路の段差の解消や舗装の整備、それから公共施設における多目的トイレの整備とか、あるいは住宅においては住宅の改修だとか、そういったことである程度生活基盤整備は進んでいるものと考えます。

その中から、今ご質問者のご提言いただいた実態調査でございます。今後進めますが、実は支援費制度で実施、導入される前に当町担当者がすべての施設に訪問し、直接ご本人にお会いしております。その中での印象としては、20何年間入っている方が多いものですから、その当時と入所当時の社会環境、あるいは家庭環境と、私どもが平成15年の2月から3月に行った、大分時間のずれがありますけれども、その中で印象としては、なぜ施設に入っているだろという方々が、地元の町民だけでなく、ほかの入所者の様子も見て、なぜ施設に入っていないかならなければならないんだろうと、そういうことも印象も多々

あったということでございます。

そういったことで、国においては、障害者自立支援法では在宅志向が強く打ち出されている内容というふうに私ども考えておりますが、今後障害程度区分が導入されることになっております。この障害程度区分では一定の障害の程度がありますと、施設継続という中で、国は推計をしている。これが障害福祉計画として各市町村で策定されていくことになるんですが、この作業は今後急速に進めることになっておりますけれども、そういったことで、軽度の方については地域で暮らせると、そこで地域の相談支援体制をきちっと求められる法律になっております。

そこで、先般6月9日に市の保健所並びに釧路市長、それから釧路市内の福祉相談専門業者、それから全市町村の福祉担当者が集まって、地域支援体制をどうすると、具体的な検討に入りました。

そこで、法律では専門職を配置することが適当だろうというふうことで考えておりますけれども、釧路管内の人材、相談支援業者等のノウハウを活用しても各市町村に1人ずつこの短期間の中で整備する、配置するのは困難だろうと、現実的には絶対数が足りない状況だということが確認されました。であればどうすればいいのかについて話し合っておりますけれども、これはまだ具体的な検討に入っておりませんが、方向性を確認したのは、広域的に人材活用をしていくことができないかということで、近々具体的な検討作業を行いたいということでありまして、そういうのはどうやって地域で支えるかということでありまして、それにはまず相談支援をきちっと体制をとることが私ども考えている第一の課題でございます。

そこで、国や道の働きかけ、私どもそういったことで保健所、そして支庁も通じながら、管内の全市町村、肩を組んで取り組んでいることでございますので、そういった行動が道、または国に結びついていくものというふうに思っております。

また、授産施設、ご質問者のおっしゃるとおり、通所するための利用料を払って、そして工賃を受け取る、その額が逆転されたということ。先ほど工賃約1万円程度のところが多いと、利用料がそれを越すと2万円とかですね、そういう状況になっているということです。明らかにそれは逆転しております。現実的になっております。

利用者負担との関係が出てまいりまして、これも現在の障害者自立支援法の内容は、障害基礎年金と工賃を見て、その方の限度、利用者負担を決めていくわけですがけれども、月単位で計算いたします。月に必要な生活費を算定して、必要な減免、個別減免、それから社会福祉減免、そういった個別給付とか、さまざまな減免制度が重なりあって、その方を利用者負担について支える仕組みになっております。

そういったところでは最低限1級年金、年金1級受給者につきましては、月額2万8,000円、これは最低限必要な生活費として手元に残っていくやつ、それから2級の方々につきましては2万5,000円、これは生活費として確保されていた金額ですがけれども、こういったことで利用者負担が算定されていきます。

この授産施設に通う利用料が工賃を上回るということについては、各方面から問題として出ております。これは今後またさらに継続的に道、または国、そういったことで検討されていくものではないのかなというふうに思っておりますが、利用者負担の考え方が公平に負担するという、そういったことがある関係、それから生活に必要な手元

に残るお金、そういったこともきちっと確保している中でどうなるのか、その辺ちょっと心配な部分があります。法施行3年ですか、法体系を見直すというふうに書かれておりますので、こういった中で、また継続的に検討されていくというものというふうに考えております。

また、退所者、今後ふえていくということでございます。私どもが平成15年に実態調査した中で、先ほど言いましたが、町民の方にも実は常時介護を必要としない方が何人か複数がまだ施設におられます。今回そのうちの1名が退所したということで、残りの方も相当、家族、本人を含めて、不安な状況にあるのではないのかなど実は考えております。

施設は、今後5年間において、新体系に移行しなければ生き延びられない、新体系に移行する内容としては就労を支援するということであります。そういった施設としての活動、新たな活動をしないと、この障害者自立支援法の適用な受けていけない。そういったことで、5年間のうちに経過措置の中で施設が、その施設機能を向上させる内容です。そこで、現在本年度中に新体系に移行すると表明した事業所はないようでございます。町内の通っている施設に、町民が通っている施設におきましては。

来年度以降、まだ情報としては、釧路市内に1カ所新規事業に移行予定というところがありますが、そこは現在利用者はありません。そのほか次年度以降の動きはまだ全くわからないんですが、国の考え方、それから施設入所3割減という形の中でいきますと、やはり軽度者については、早急に地元で受け入れ態勢、あるいはそれらについてどうするか緊急課題でございますけれども、具体的には保護者がお亡くなりになるような状況もだんだんまいりますし、有力なのはやはりグループホーム、こういったものが地域に整備されることによって、十分地域で暮らしていただけるのではないのかなというふうに私は考えております。しかし、問題は先ほどの相談支援体制の確立ととらえております。

それから、次に共同作業所についてでございます。

北海道補助金が9月30日を事業機関として補助金が交付される、つまり10月以降については、現在財源が確保されていない状況です。この障害者自立支援法においては、共同作業所という考え方、授産施設ですね、これを利用者が20人以上の施設について、法体系の中で整備していこうという考えの中です。1つの事業所で20人の利用者を確保するというのは、小さな町ではなかなか対象者がいても20人に利用してもらうということは現実的に厚岸町からいえばそこまで希望者はおりません。そうすると障害者自立支援法の中では救われない形になります。

そうすると、現在の共同作業所の存続ができなくなる、財源が確保できなくなるということで、法の中では緩和措置として、今20人を10人、過疎地域については20以上認めるというふうになっております。10人以上認めるとなっておりますが、この10人についても確保が難しい状況。国は実は10人までという考え方しかございません。そこで北海道独自に現在の作業所が多いのが5人、6人、そういったところがほとんどです。この事業所を救っていこうと、北海道では現在の補助要綱は廃止されますが、10月1日以降、新たに補助要綱を準備中です。これは約束されておまして、予算も確保されているようですけれども、これもやはり今回の障害者自立支援法の考え方からすると、法人格を得て、その中での運営について支援していくというのが道の考え方です。

法人格、今の作業所は任意団体でございます。法人格になる団体ですが、一番の早道は特定非営利法人の資格を取得していただくと。これは通称NPOという形ですけれども、この法人につきましては、この事業所運営するにおいて、複式簿記というんでしょうか、そういった会計手法も取り入れなければならないというふうにもなります。

今、共同作業所から運営委員会から聞いているのは、まだ10月1日以降、法人格を取得して、これからも頑張っていこうというふうな意思表示はない状況、この状況でないということでございますので、今から準備してもなかなか10月1日がちょっとあやしい状況になります。

そこで我々としても、あるいはそれから利用者ですね、利用者の考え方、それから家族の考え方、運営委員会の考え方、これは早急に聞き取り、あるいは懇談等を行っていき予定しておりますけれども、現状としては他の福祉関係者の意見も取り入れながら、今の作業所の形態が本当に続けられるのか、作業の内容も相当ハードなものになっておまして、それが果たして利用者に本当に就労に結びつき、働くことに生きがいを与えているものなのかどうか、そこら辺も検証させていただきながら、もし共同作業所が継続を断念するとなれば、早い段階が判断していただくことになると思いますけれども、町の方で具体的な厚岸町に必要なものはどういうことなのかについて整理させていただき、それが共同作業所の運営につながるかどうかというのは、実は今回の障害者自立支援法でなかなか厳しいものがありまして、指導者の確保だとか、そういったものがありますので、第一にはその障害にある方が家に閉じこもることのないように、一定の場所を提供することができるように求められております。これとあわせて共同作業所の運営がどうなのか、町としては検討させていただきたいというふうに考えております。

9月の定例会についてですけれども、さきに準備した中で、できるところからご提案させていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 私の方からは、米海兵隊の小火器の訓練についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

4月13日に小火器を使った訓練を行いたいということの申し入れを受けまして、それぞれ関係する町で連絡調整をさせていただいて、これは単独の町で、それぞればらばらな判断をするというのは避けた方がいいだろうというようなことがありまして、6月9日、私が札幌に出向きまして、この4町とそれから北海道の副知事を交えた連絡会議に出席をさせていただきました。

質問者が言われるとおり、関係町はこれらの訓練というものが今後ますます拡大されていくのではないかと心配があったということでもあります。具体的にどういう方法で行われるのかというようなことを情報として仕入れをいたしました。そうしましたら、通常自衛隊が行っている射場、要するに的の場所を設定して、それに向かって小火器を使用するという訓練を行いたいんだというような内容でございました。

やりたい放題、好き放題というようなことではなくて、そういう一定のルールといい

ますか、訓練方法、訓練の方法に従ったやり方でしたいと。これはキャンプ・ハンセン等でも行われている内容なのでという内容でありました。

しかしながら、この矢臼別演習場における米海兵隊の訓練というのは、今年も行われなかったことになっておりまして、他の王城寺原、東、それから北富士、それから日出生台のところでは同様の申し入れを受けているようでありまして、一番最初に行われる王城寺原ですか、王城寺原の状況を見てから判断しても遅くはないのではないかとということで、4町は即答を今保留をしております。

さらにはまた夜間訓練についてであります、これは4町の申し入れでできるだけ最小限にしてほしいという申し入れは、この始まった時期から続けさせていただいておりますが、一部これは私が6月9日の会議に出て、翌日の北海道新聞を見ましたら、夜間訓練は実施せずという内容の報道がございましたが、これはこの会議の中ではそういうような事実は明言はされておらず、今まで行ってきた搾乳時間帯と10時以降の訓練は行わないという従来どおりの考え方であるということでございます。それは2日、3日置きました6月13日の北海道新聞でも報道されている内容のとおりでございます。

この夜間の砲撃訓練の実績等もいただきましたけれども、最近はこの訓練時間を繰り上げているという実態、傾向にあるようでありまして、我々が、我々といいますか、関連自治体が申し入れている事項というのは、米側にも届いているんだろうというふうに理解をしております。

今後につきましても、さらに王城寺原で行われている状況等々の情報を収集いたしまして、この7月の下旬になろうかと思えますけれども、再度関連町、それから北海道で協議をして、最終的な結論を出したいと、そのように考えております。

●議長（稲井議員） 12番さん、残り時間12分あります。

12番。

●谷口議員 今、課長から説明ありましたけれども、この自立支援法についてはやはり非常に問題があると、実施をされましたけれども、結果的に非常に多くの方々が不安を持っているし、実際運営している各施設においても今後の見通しが個々の共同作業所だけでなく、実際に厚岸町内から通所、あるいは入所しているそういう施設においても、今後の見通しがまだ立たないでいるというような状況にあるのが現状ではないのかなと。

そうすると、10月からの実施に当たっては、そこまで準備できないところもたくさん出てくるのではないのかなというふうに思うんですね。そうすると、介護保険法の問題があったときには、今もそうですけれども、介護難民という言葉が出ましたけれども、今度は障害者難民ということになっていく、そういうおそれがあるのではないかとというふうに思うんですね。

ですから、やはり行政の側としては、1人の障害者が路頭に迷わない、あるいはそれぞれの家庭が大変な状態に陥らないような対策をきちんととっていくということが非常に大事ではないのかなというふうに思うんですね。それらについて、町としての対応をやっていただきたいし、やはり大もとは国の責任でありますから、国や道に対して問題点を明らかにしながら、強く働きかけを進めていくということが大事だと思うんですが、

それらについてどのように考えているか、再度お伺いをいたします。

海兵隊の問題でありますけれども、会議に出て厚岸町の代表はだれかがしゃべったのかなど、浜中町長がしゃべったという、それしか記事には出ていない。大沼助役がどういったことを言ったというのを知りたかったところでございますけれども、今、助役から説明を聞いておりますと、何とも先ほどの町長の答えにもありましたけれども、結果的には流されていくのかなという印象を私はぬぐえませんが、はっきり言って。その小火器の訓練、今回こういうふうに出てきましたけれども、沖縄でやっていることは何をやってもいいということに結果的にはなっていくんですよね。

それで、沖縄でそれではどうだったかということなんですけれども、その沖縄の国道のわきで、地域の住民があれだけ反対していたのに、小火器を使ったテロ訓練がそういう訓練場所を道路のすぐそばにつくって、わずか200メートルかそれぐらいしか離れていないところにつくって訓練を始めたんですよ。

そうすると、それも含めて、結果的にはあれもこれもというふうにどんどんふえていくのが現実、沖縄に行ってみれば、ある意味では治外法権みたいにしてやってきたわけですよ。ところがその治外法権を結果的には本土の演習場すべてに拡大してしまう、拡散してしまうんですよ。今回こういう問題を受け入れる、1つ許せば2つ、2つ許せば3つ、4つと、そのうち全部になってしまうんですよ。そういうことはやっぱりきちんと歯どめをかけることが非常に大事、私はそういうふうにするんです。そういうことができなければ、やはり155ミリ榴弾砲の砲撃訓練も撤回してもらって、そのぐらいの態度で挑んでいかなければだめな問題ではないのかなというふうに思う。

たまたま、まだ155ミリの砲撃訓練の際の事件や事故、そういうものが起きていませんけれども、沖縄では依然として、さまざまな事件が起きているわけですよ。そういうことをやはりきちんと押さえいかなければだめになってしまうと思うんですよ。そのうち恒常化したり、あるいはもうこちらに一定規模の部隊が移駐する、そういうことにも道を開いていくことになってしまうというふうに思います。

私は、そういう点では、この小火器の訓練については、容認すべきでないというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

●議長（稲井議員） まだ5分あります。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 家族、それから利用者のニーズというものも再度確認させていただきながら、受け入れ態勢の構築について早急に整備してまいりたいというふうに考えますし、また管内の福祉関係者が今後定期的に集まる会合がございますので、そういった中で共通課題として、国、あるいは道にお願いしていくものについてはお願いしていくという形でまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 一定の歯どめが必要ではないかということでありまして、道、

私どももそのように考えておりました、なし崩し的にその訓練等が拡大されないように、しかるべき対応をしていかなければならないだろうというふうに認識をしておりますし、それから沖縄で起きているような事件、事故というものがこの地域で発生しないように、規律の維持というものは、国の責任もあるんだよということも引き続き要請をしまいたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番。

●田宮議員 私は、2つの問題について通告を申し上げました。

1つは、医療法の改正に伴う影響についてであります。その中身として、医療法の改正によって町民負担がどのようにふえるのか、具体的にお示しいただきたい。

2つ目には、保険のきく医療、きかない医療、これが合わせて行われるのを混合診療というふうに言っておりますが、混合診療が拡大の方向に向かっているのではないかと。いわば保険のきかない診療が拡大されるのではないかと、そういう心配がありますが、その辺についてお答えをいただきたいのであります。

その次に、国は療養病床の削減について、療養型約25万床、これを40%削減する、いわゆる15万床にするというふうに言っておりますし、介護型については現在全国で13万床あるというふうに言われておりますが、これは全廃するというふうに言っております。

厚岸町では、町立病院は98ベッドありますが、一般病床が56、療養型が23ベッド、介護型が19ベッドということになっております。療養型が40%減らされ、介護の19ベッドは全廃されるというふうになるのではないかと、このように思いますが、これに及ぼす影響は大変大きなものがあるのではないかと、このことについてお答えをいただきたいのであります。

次に、後期高齢者の医療制度、国は創設をいたしますけれども、これを厚岸町としてはどのように具体化されるのか、考えておられれば教えていただきたいということでもあります。

2つ目には、この7月に診療報酬の改定が行われるわけですが、もし内容がわかればお示しをいただきたいというふうに思っています。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 14番、田宮議員のご質問にお答えいたします。

医療法改正に伴う影響についてのご質問ですが、去る6月14日に成立した医療制度改革関連法は、医療費の負担などを見直す内容を含めた健康保険法等の一部改正の法律と良質な医療を提供する体制の確立を図るためとした医療法等の一部改正の法律であります。医療費負担に関する部分では、平成20年4月に向けた改正であり、平成18年10月から2年間の経過措置が導入されておりますことから、正面的には平成18年と平成20年の

改正が出てまいります。

ご質問の第1点の町民負担がどのようにふえるのかについてですが、まず医療費の一部負担割合の見直しであります。現行2割負担の3歳未満が平成20年4月から就学前の6歳まで拡大される分は別にしまして、70歳以上の高齢者の負担が平成18年10月から現役並み所得者分で2割負担から3割負担へ引き上げ、平成20年4月からは70歳から74歳の高齢者は1割負担から2割負担へと引き上げるものであります。

さらには、医療保険適用の療養病床の入院高齢者について、介護保険利用者との負担の均衡を図るとして、食費、療養費などの負担の見直しが平成18年10月から行われます。現行では食材料費相当として、月額約2万3,000円の負担が、職種は食材料費及び調理コスト相当として月額4万2,000円、居住費として1万円の合わせて5万2,000円の負担となり、負担増加額は月額約2万9,000円となります。非課税世帯においても、現行約1万9,000円の負担が3万円に公的年金収入の課税所得のない世帯では、現行9,000円が2万2,000円の負担になります。

次に、高額療養費の見直しですが、こちらは低所得者世帯については据え置き措置となりますが、69歳以下の一般世帯は現行負担限度額7万2,300円で、一定の金額を超えた場合、その超える医療費分の1%を加算する方法をとっていますが、7万2,300円が8万100円に改正され、7,800円の負担増になります。

また、所得670万円以上に適用されます上位所得者では、現行13万9,800円が改正後15万円に、1万200円の負担増となり、70歳以上74歳までの区分では、低所得者は据え置きとなりましたが、一般世帯で入院が現行4万200円が改正後4万4,400円に、4,200円の負担増となり、平成18年10月から適用されます。

平成20年4月には、外来で現行1万2,000円が改正後2万4,600円に、1万2,600円の負担増となります。70歳以上74歳までの現役並み所得世帯では、平成18年10月から外来の現行4万200円が改正後4万4,400円に、入院の現行7万2,300円が改正後8万100円にそれぞれ4,200円、7,800円の負担増となります。

次に、混合診療の拡大についてであります。これまでの診療の基本は、ほとんどが医療保険の給付対象でありまして、差額ベッドや一部の高度医療技術の施術などを除いては、保険給付の対象でありました。改正の内容では、高度医療技術その他、生活療養について、混合診療としていくという内容であります。

歯医者等の診療では、保険給付のできる治療はここまでですという説明を受けることがあります。これと同じシステムが導入されることになるわけでありまして、このことにより、新しい医療技術や新薬を利用した手厚い治療が受けられなくなるという批判もあります。現状でもすべての高度医療技術が保険医療の対象となっていないわけでありまして、少なくとも混合診療の明確化により、これまで認められていた治療までもが自由診療にされることがあってはならないわけでありまして、対象となる基準と情報の明確化と情報が公開されることが大切なことであり、今後も注視してまいりたいと考えています。

次に、療養病床削減について、当町ではどのようになるのかとの質問ですが、国は患者の状態に即した機能分担を推進する観点から、医療保険、介護保険両面にわたって一体的に見直し、平成24年までに体系的な再編を進めるとして、療養病床を今後6年間で

6割削減し、全国の療養病床38万床のうち、介護型の13万床を廃止して、医療型に一本化した上で、全体を15万床まで縮減するとし、削減される23万床分を在宅や老健施設などに計画的に移行するとしています。

これにより厚岸町では町立厚岸病院が療養型医療施設として、医療型を23床、介護型を19床、合わせて42床を保有していますが、現在の介護型19床については、当時の指定基準のうち、医師配置基準を満たさず、みなし指定のまま経過措置の中で試算の上、制度適用を受けてきましたが、この4月の改正で、この減算率が拡大され、さらに経過措置も平成20年3月で廃止となり、病床の見直しをしなければならないこととなります。

なお、今後の国の制度改正を十分見きわめて検討していきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の創設について、当町での具体化についてどうかご質問ですが、この制度の改正によりまず後期高齢者医療制度の導入は、平成20年4月とされています。財政運営の単位は都道府県でありまして、道内すべての市町村が参加する広域連合方式であります。北海道はこの事務の具体化に向けて平成18年9月の準備委員会設置を予定し、市長会、町村会を中心に、準備委員会設置に向けた幹事会をこの6月に設置することになっています。

こうした状況で、厚岸町独自の具体的スケジュールはまだできておりませんが、北海道町村会から示されたスケジュールでは、12月に広域連合設置にかかわる市町村議会の議決を得て、来年2月には広域連合組織を設置することとしております。

制度移行に向けた事務処理については、9月の準備委員会設置後に具体的に示されてくると考えており、平成20年度の制度開始に向け、準備がおくれることのないよう進めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の7月に診療報酬の改定が行われるとのことですが、内容についてお話しくださいとの質問ですが、7月に実施の診療報酬の改定内容につきましては、医療療養病床の取り扱いの改定となります。

この改定の基本的な考え方は、慢性期入院医療について、患者の病態、日常生活動作、看護の必要度に応じた総括評価を進めるとともに、介護保険との役割分担の明確化を図ろうとするものであり、療養病棟入院基本料に医療の必要による区分と日常生活動作能力の状況による区分をあわせた患者分類を用いた評価を導入し、医療の必要性の高い患者にかかわる医療については評価を引き上げ、一方、医療の必要性の低い患者にかかわる医療についての評価を引き下げるといった内容となっております。

具体的な入院基本料の見直し内容ですが、6月までは病態及び日常生活動作能力の状況に関係なく、一般保険の患者は1日1万1,870円、老人保健の患者は1万1,300円を算定できますが、改正後の7月からは患者の疾患、状態及び処置内容による医療区分とベッド上の稼働性、ベッドからの移乗、食事及びトイレの使用状況を加味した日常生活動作能力区分をそれぞれ患者の状態に応じて、3区分に毎日チェックを行うこととなり、最高額は1日1万7,400円、最低額は7,640円で、全部で9段階に評価を行うこととなります。

なお、この改定に伴う今年度の入院基本料の影響額は患者の入退院状況によって変動はありますが、現入院患者からの算定でおおむね150万円の減となる見込みであります。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 なかなか理解できないものもありますけれども、質問が後先になりますけれども、この後期高齢者の医療制度については、平成20年ですから、来年、再来年になるわけですね。これから準備が進められていくようでありまして、これは具体的になるのは、実施は平成20年度であります、12月には広域連合設置にかかわる市町村議会の議決を経て、来年の2月には広域連合組織を設置するというふうにあります、この段階で具体的になるということでありましようか。その点についてお伺いをしたいのであります。

町立病院の療養型医療施設として、医療型を23床、介護型を19床、合わせて42床、そうですね、そのほかに一般病床が56で、合わせて98になるわけですが、この医師の配置基準を満たさず、みなし規定のまま現在減算の上、制度適用を受けてきたけれども、継続措置が平成20年3月で廃止となって、病床の見直しをしなければならないということになっておりますが、この具体的な中身について、もう少し詳しくご答弁をいただきたいというふうに思います。

現在、一般が56、療養が23、介護が19、合わせて98床となっております。現在のベッドの回転数というのは、どういふうになっているのか。具体的にこの一般療養介護に基づいて、それぞれ満床になっているのかどうなのかということでありまして、もし満床になっているとすれば、そこにおられる患者さんについては具体的にどのように変わるのか、もう一度わかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 後期高齢者の制度について、具体的な内容についてのお話でございました。先ほど1回目の答弁の中で触れさせていただきましたが、北海道の町村会では、今現在準備委員会の設置に向けた組織を設置しようということで、これは各市町単位で代表者1名、それから北海道の職員も入った組織というふうに聞いておりますが、これを設置をして、9月には、北海道段階の準備委員会を設置をしたいということでありまして。

この準備委員会の設置そのものは、担当係長レベルまでおろしたワーキンググループもつくろうという構想のようでありまして、具体的に、じゃ12月の段階でなのか、来年の2月の段階なのかというご質問でございましたが、9月の段階で準備委員会が設置された段階で厚岸町としてどういう準備、あるいは作業をしていくのかということが明確になってくるというふうに考えております。

それで、準備委員会設置後、広域連合の組織体制でありますとか、規約の中をどうするんですとか、事務局をどこに置くんですとか、財政運営の組織を運営するための財政を、経費をどういふうに積算をしようだとかという問題が出てまいりますし、さらには保険証、保険料の設定の仕方、賦課徴収の仕方等々の課題がありますから、これに向けて市町村はどのような準備をするという内容が示されるものというふうに思っております。

そういう意味では、9月の議会の段階では無理かもしれませんが、質問者おっしゃる12月までの段階に私ども情報を入手できた段階で、議会の場でないにしても機会があれば提供させていただきたいというふうに考えているところであります。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 私の方から介護関係、介護療養病棟の関係についての答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず平成12年度だったと思っておりますけれども、介護病床を設置したわけでございます。その段階でも実は医師の配置基準といたしましては、常勤医8名、常勤の医師が8名いなければ、これはならなかったわけでございまして、その当時も常勤医8名、部分的にはいたわけでございしておりますけれども、常に常勤医8名という体制ではないということでありました。今も現入につきましては、常勤医6名体制でございしますので、今もこの基準に満たしておらないわけでございまして、実は1人1日当たり75単位という、750円の減算を受けております。受けている方に対しまして、

これが今減算中でございしますので、本来であれば平成24年3月までの経過措置の中で介護病棟の運営はできるわけでございすけれども、みなし規定の団体については、20年3月でおしまいですよということになります。ですから、20年3月までに19ベッドの関係の介護型については、見直しを考えなければならぬ状況に相なります。結果的には廃止ということでありまして、今の状況の中では、

ただ、ここで25万、13万床が医療型15万床になると、あと残りは老人保健施設に転換、さらには在宅関係に移っていく関係になりますけれども、当面はこのみなし基準も指定を受けている病院でございしますので、20年3月の段階においては、当面は医療型に転換できるのではないかと考えております。これまだ情報としては明らかではございません。

当面は医療型に転換はできると思っておりますけれども、これも24年3月までの話になるのかなど。今の状況のいわゆる分析であります。ですから当面はこのベッドの介護型と医療型の42床というのは、平成24年までは何とか確保できるという状況にあるかと思っておりますけれども、その後については、この医療型も含めて、国が削減すると。それで老人保健施設の方に転換せよということの内容でありますから、その段階で検討しなければならない事項、ただ、老人保健施設には基準がございす。うちの病院の中では合致しておりませんので、その基準が緩和されるのかどうかということも一つあるのかなど。こんな中で介護というものを考えていかなければならないことに相なるのかなどというふうに思っております。

それと、介護型につきましては、昨年度一時満床になりましたけれども、現在介護型も医療型もベッドについては空きがございす。19ベッドのうち13ベッドが今介護型として埋まっていると。医療型については23ベッドについて14ベッドが埋まっていると。一般については56ベッドについて46ベッドが埋まっているという状況になってございまして、介護と医療型につきましては、両方ともあきベッドを持ってございす。

今の段階で、これは町有施設でございす心和園等の協議の中で、介護の必要な方含めておられましたら、この方々についての受け入れということは、待たせることなく町立病院と一緒にやっている状況でございす。

ただ、経過措置の中で、9月定例会等にご提案をしたいと思うんですけれども、うちの病院施設といたしましても、短期のいわゆる介護ベッドというんですか、もできることに相なりまして、今5月にその申請を、逆にいいますと、介護サービス事業だとか、短期のベッドの利用もできるような形の中の経過措置もごございますので、それらの申請手続を今している最中でありまして、9月定例会等にこの介護のやれる時期の中で、短期の方も含めて、受け入れをすべき準備を今進めているところでありまして、いずれにいたしましても、この地区にうちとしてはベッドとして何ベッドかあいておりますけれども、これは一時的なものもちょっとあるのかなというふうに思っております。

介護にかかる経費が実際的に高額になってきているということもありまして、今ちょっと、それと、もう一つは特別養護老人ホーム等に入所が確定していつている状況に今相なっておりますので、一時的にこの介護療養があいているのかなという状況にありますけれども、今の段階としてはあいておりますし、受け入れは可能だということでご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 14番さん、残り時間34分あります。32分です。
14番。

●田宮議員 結構あってもそんなに質問しませんから。

また予算で聞くなりしますけれども、一つは高齢者について介護保険利用者との負担の均衡を図る、こういうことで食費や療養費などの負担の見直しが平成18年10月から行われると。負担の均衡を図るということで中身は何かといいますと、現在食材料費が月額2万3,000円、それから調理コスト等相当分として月額4万2,000円、居住費として1万円、合わせて5万2,000円の負担で、負担増が2万9,000円というふうに言われておられますけれども、私、これ払えない人が随分と出るのではないか、高齢者の利用者ですね。そういう人たちはどうなるんですか。病院から追い出されるわけですか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 療養病床の入院高齢者の食費等のことですが、今質問者おっしゃられるとおり、私どもも答弁させていただいたとおり、一般の世帯で現在2万3,400円のが18年10月から食費と居住費合わせて5万2,000円になりますと、約2万9,000円の負担増ということを申し上げました。

それで、この制度には非課税世帯の減額措置も同時にございまして、非課税の場合は食費、居住費、合わせて限度額3万円、それから公的年金の80万円以下の受給者の場合には、月額2万2,000円、それから老齢福祉年金の受給者の場合には月額1万円という減額制度もあわせてこのたび規定がされております。

一般世帯からみますと、負担は軽減されているわけでありまして、それにしても所得ゼロの非課税世帯では、現行よりも1万3,000円程度ふえるぞ、それから1万3,000円から1万5,000円程度の負担の増が出てくるということでありまして。

それで、払えない方は病院から出されるのかというお話ではありますが、医療のシステ

ム上、そういうことではございませんで、治療は治療として食費等の負担も含めた治療がされるということでありまして、かかった治療費、医療費等をどういう形で負担をしていくのかというのは別問題であります。したがって、おっしゃるような負担が不可能だという方がいらっしゃったとした場合に、病院から強制的に出されるという事態は発生しないというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 14番さん、3回終わったんですけども。

特に、それでは、まだ時間ありますから。

それでは、特に時間内でやっていただきたいと思います。

●田宮議員 わかりました。それで、今お話になりましたけれども、2万3,000円の負担が4万2,000円、そして居住費の1万円を合わせると5万2,000円と、2万9,000円負担がふえると、非課税世帯でさえ、1万9,000円から3万円の負担増になると。公的年金収入の課税所得のない世帯ですと、9,000円から2万2,000円の負担になると、こういうふうになるわけですが、払えるんですか。担税能力はないんじゃないですか。どういうふうになるかお考えですか。

減免の制度はどうなりますか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 質問者のおっしゃられる分にお答えするには、医療制度だけではなくて、他の公的支援制度も含めたお話が必要だというふうに思っておりますが、この食費、居住費に関しての新たな減免制度そのものはございません。当然何らかの収入が、年金収入であれば年金収入でよろしいんでありますが、年金収入がありますと。それで、療養病床に入院をされてかかる費用が療養費として幾ら、それから生活費として幾らというものが出てまいりますし、そのほかにおっしゃられるように、例えば保険税の負担でありますとかというものも出てまいります。

それで、治療費を負担することによって、収入を上回るという形態が出てまいるとしたならば、現在も措置をされておりますが、生活保護制度等の選択肢も含めた中での対応になってくるというふうに私どもは認識をしているところであります。

●議長（稲井議員） 以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番。

●竹田議員 平成18年第2回の定例会において、さきに通告いたしました質問をさせていただきます。

まず1点目に、真龍小学校について、健康に留意した学校づくりの中で、特に健康に注意した部分は。

アとして、フィトンチッドに対する考え方。

そして、イとして、先生子供のストレスに対してです。

2番目として、収入役廃止について、財政面での変化。

アとして、どれだけ削減できたのか。

イとして、何が問題があるのかについて質問させていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、竹田議員の一般質問にお答えをいたします。

収入役廃止についてのご質問ですが、まず財政面ではどれだけ削減できたのかとお尋ねですが、本年度から収入役を置かないこととしているところですが、これによる財政面での影響は収入役の給与に当たります。在籍いたしました前年度の収入役給与につきましては、その給料及び手当の計942万円に、共済費などを加えた総額で、1,311万円であり、これが削減の対象となったものであります。

次に、何か問題はあるのかとお尋ねですが、本年3月に厚岸市収入役事務兼掌条例の制定をいたしまして、これに基づき本年度から収入役の事務を助役が兼掌しておりますが、新たな出納室体制のもとで、助役には収入役が持っていた公金の保管や支出などの公正な会計事務処理の現行交渉になって職務に当たってもらっております。

このことから、収入役不在による出納事務処理上における問題は生じておりません。ただ、収入役事務の兼掌に伴い、三役の1人として対外的な代理機能や政策協議などにおいても重要な役割を發揮していた収入役を欠いたことにより、従前に比して自治体経営における重要な政策決定に当たる体制が手薄になったとの感は否めないものがあります。

しかしながら、市町村収入役制度を廃止する地方自治法の改正法案が国会に提出された動きを見据えて、収入役事務兼掌条例を制定し、収入役を置かないこととしたものであり、この執行体制において各自の能力を最大限に發揮し、時代の要請に沿った的確な町政の執行に当たっていく所存でありますので、ご理解、よろしく願いいたします。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私は方からは、真龍小学校改築に当たり、健康に留意した学校づくりについてのご質問にお答えいたします。

真龍小学校の改築に当たりましては、設計方針、建築計画において、4点の基本構想をベースに基本設計がつけられており、実施設計においても反映されております。

この基本構想の一つ、潤いのある学校づくりでは、健康、安全、快適な空間構成の学校づくりがうたわれており、開放的で快適な室内環境の学校づくり、シックスクール対策を考慮した健康な空気環境づくり、快適な教室環境のデザイン、太陽光を積極的に取り入れた明るい室内環境づくりなど、健康面に留意した学校づくりを目指しております。

ご質問のフィトンチッドに対してであります。主に樹木が発散する揮発性物質が人

体に対し、広く有益であることは経験的に認知されておりますし、ご質問者からも学校における木材利用についての有効性についてご提言を受けていたところでもあります。

また、林活議連の立場からの木材利用促進についてのご提言も受けていたところであり、構造的に木造とはいかないまでも、できるだけ仕上げなどに木材を利用していくとしておりました。

しかし、昨年からご報告させていただいておりますように、公立学校施設整備における補助単価が大幅に減額され、さらに制度改革が追い打ちをかける中、計画時点での補助金額が見込めず、事業実施が危ぶまれる中、改築事業に現実性を持たせた事業推進を図るためには、建築単価を下げる必要があります、その一つとして、仕上げ材などの木材利用を縮小せざるを得ませんでした。

その結果、フィトンチッドの効果が十分に出るほどの使用状況にならなかったと認識しております。しかしながら、そのような中でもできる限り、床にはフローリング、腰壁には木材を利用することとしておりますし、その使い方にも環境教育を含め、有効な使用展開を進めていきたいと考えております。

次に、先生・子供のストレスに対してについてであります。社会が高度に複雑化し、心理的なストレスが健康体をむしばむ現代病は、学校現場においても近年増加している状況にあります。フィトンチッドはこのようなストレスの緩和やアレルギーの予防などにも果たす役割は大きいと言われておりますが、さきに述べたような状況でありますことをご理解いただきたいと思います。

しかし、初めに申し上げましたように、教室単位で区分しないことやサンルームやバルコニー張り出しにより、カーテンを閉めなくても済むような解放感のある空間づくりをするとともに、学校全体を一つの空間として環境をコントロールしたり、有害な物質を空気中に放出しない内装材の選定、及び工法に留意する。また、換気についても建物の全体換気において定常的な計画換気や通風を考慮した窓の配置にするとともに、照明計画にも配慮するなど、快適性を求めた計画とし、少しでも健康面によい影響を考えながら、学校環境づくりを進めていることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 まず、学校づくりについてなんですけれども、フィトンチッドということで、前回お話ししました。また、フィトンチッドの考え方ということで、皆様にご紹介しておきたいということもありますので、少々読ませさせていただきます。

フィトンチッドというのは、ロシア語ということは知っているんですけども、微生物などを殺すという働きという意味なんですけれども、フィトンというのは植物のことで、チッドというのは殺すという、そういう意味をまた持っている。このフィトンチッドということがどれだけ人間に有害性をなくしていくのかということがいろいろわかってきているわけなんですけれども、最近テレビでも木材に対しての、フィトンチッドに対してのいろいろなよさが指摘されて、最近テレビにも出るようになりました。その上で、ではコンクリートづくりの学校がどのようにして人間の体に影響を及ぼしてくるとい

ことも最近また騒がれるようになりました。

コンクリートということに対して、一つは大きな問題でストレスということもあります。教育長がおっしゃいましたとおり、現在の世の中ではコンピューターを使わなきゃいけない管理職によるテクノストレス、コンピューターなど高度な聞きに取り込まれて働く現代人、そういった中で1930年ころからカナダのハンスセリエという人が生態の反応によりゆがみが起きる、このゆがみがストレスということの世界で出されたというふうにされています。

このストレスを医学の領域に取り入れたのは、体外から加えられた各種の有害作用に応じて体内に生じた障害と自分自身の防衛反応の総和であるとされています。現在は定義は極めてあいまいになっておりますが、ストレッサーのことをストレスと呼んでいる場合も少なくありません。個々人の生態に対して、平均以上の緊張を強めるような負荷を通常ストレスというふうに定義されているということでもあります。この中には、厳しい寒さや暑さなどの問題、強い光や音、物理的な刺激、食品や薬品、化学物質も入るとされています。先ほど教育長もおっしゃってました学校に対してのシックスクールという問題にもきちっと配慮されているということでありました。

そして、コンクリートは、強度が木造よりも強いとされていますが、反対に強度は弱いという指摘もあります。なぜならば、お互いに持つ素質性というものの一長一短があるということでもあります。そして、コンクリートは劣化が始まると補修はきかないという問題点もあります。つまりスクラップ・アンド・ビルドというふうに言われています。

紫外線の問題もあります。紫外線はあらゆるものを劣化させ、加えて熱の誇張、収縮、屋上緑化が必要な理由として、一番よく言われていることもあります。東京都内で屋上に植物を植えるという運動が昨年からはじまっております。これはヒートアイランドという問題から提言されていることでもありますけれども、まずここで、学校の屋上にこのような紫外線をもたらす影響を防ぐために緑化運動を取り入れていただくということは少し聞いておりました。その部分について、どのような形で緑化を進めていくのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

それから、コンクリートにおいて、さまざまな問題点がありますけれども、今騒がれているのは酸性雨による劣化であります。酸素、窒素酸化物、硫黄酸化物という大気汚染物を雨が含んでいると、旧西ドイツではpH値がレモン並みの酸性雨を記録したという有名な話があります。その酸性雨は当然日本にも降っているということでもあります。その酸性雨が降っている3分の1は中国からの飛来によるものであるということがデータ的に出ております。

また、コンクリートの持っている恐るべき側面という問題であります。最大の衝撃は前回は申しました静岡大学が行ったマウスの実験であります。日本経済新聞にこのデータは載っていなかったということでもありますけれども、コンクリート製の巣箱で生まれたマウスを100匹育てて、7匹しか生き残れなかった。金属製の巣箱で41匹、木の巣箱では85匹といった成果が出ておりますが、そういったデータが出ております。

コンクリートストレスという問題であります。原因の一つは輻射熱の問題であります。これはだれでも体感することで、はっきり言って輻射熱の問題は建築家が一番わかっており、これまで気づいてこなかったのは一体何なんだろうかと。暖房は空気を暖め

ることばかりじゃないと。暖房にももう一つ輻射熱があります。空気を暖めなくても真空中でも離れたところを熱に加え、輻射作用が出る、その発想が現代の建築になさ過ぎるという指摘もあります。

それから、インフルエンザのデータということがあります。全国にある近隣する鉄筋コンクリート造の校舎と木造校舎で、学級閉鎖率がコンクリートでは22.8%、木造校舎では10.8%ということがデータ的に出ております。それから養護の先生たちによる観察記録ということにも出ております。疲れやすさは木造の3倍、いらいらは木造の7倍、頭痛がするのは木造の16倍、腹痛については5倍というデータも出ております。

それから、木造にすれば、いじめがなくなるというデータもあります。それから、校内暴力という問題、校内暴力、いじめは半分に減ると言っていると、全部木造にすれば、いじめは8割から9割減るんじゃないだろうかという漠然的な意見もあります。

ここでまとめてお聞きしたいと思います。先ほど聞いた1点目のほかに、いらいらや切れるといった事件が多発している中で、今後このような事件が学校内で起きた場合に対する対処措置、それから学校全体に木を使うようにしていると。例えば仕上げ表を見てもそうなんですけれども、一部に腰壁の羽目板、そして、フロアには木質の13ミリのフロアを使っているというふうになっています。

ここで気になるのは、学校全体の木装という部分、それに対して何%くらいの木装を使っているのか。そして、教育委員会の方で押さえているのは、例えば木装を何%くらい使えば健康被害が、例えばストレスとかそういった問題が防げるのかということを押さえているのかどうなのか。

それから、アレルギー、アトピー、ぜんそく、そういった人たち、それから予備軍の人たち、こういう人たちをデータ的に何名いるのかということをも押さえているのかどうか。これらの押さえている人間に対して、今後木造学校からコンクリートの学校へと移るときに、非常に問題になってくると思います。そういったアレルギー、アトピー、ぜんそくを持っている人たち、そして予備軍の人たちが学校に移ったときに、どういう健康障害を訴えていくのかということ是非常に大きな問題になってくると思います。

それから、お金がまずなかったという、そういう単純な言い方をさせていただきますけれども、いわばそこに行く着くと思います。であるならば、単純にお答えします。背に腹はかえられぬという言葉がありますけれども、そういう言葉で受けとめてもよいのでしょうか。

それから、収入役についてです。昨年9月に町長に私は収入役の廃止ということについて質問させていただきました。そのときに収入役についての廃止というのは、言葉で言えば全く考えていないというふうにおっしゃってございました。それが本年の1月、町長さんと会ったときに、廃止しますと決定しましたと。その意図、その背景というものを詳しくお話ししていただきたいなというふうに思います。

それから、収入役の給与に当たり、収入役給与部分について、それから共済等含めた金額で1,311万円の削減の対象となったとしてありますけれども、出納室体制における差額というものが今度生じてくると思います。その部分についての本来の本当の削減額というのを教えていただきたいと思います。

収入役についてのOB職化というのもありましたけれども、このOB職化というのは

考えられなかったのかということもお聞きしたいと思います。

それから、三役の1人として、対外的な代理的機能や政策協議においても重要な役割を發揮していた収入役を欠いたことにより、従前に比して自治体経営に必要な政策決定に当たる体制が手薄になったことの感が否めないものがありますといった部分について、これからこういった手当をしていって補っていくのかという部分もお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

- 議長（稲井議員） 16番さん、2回目の答弁はお昼からしたいと思いますが、よろしいですか。

いろいろ多岐にわたった質問ですので、お昼からやります。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

16番議員に対する2回目の答弁を行います。

町長。

- 町長（若狭町長） 再質問に答弁をさせていただきたいと思います。

4つほどの質問があったのかと思います。確認の意味で、私からお話ししたいと思いますが、1つは町長は、昨年9月、収入役は廃止しないとしていたが、本年から廃止したその背景は。2つ目、出納室内で考えたときの実質的な削減額は。3つ目、欠員となった出納室のポストをOB化する考えはなかったのか。4つ目、三役としての政策判断が手薄となったと答弁があったが、どうやってこれを補っていくかと、以上の質問であったかと思います。私からと、それから総務課長から答弁させます。

私からは2点、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、なぜ収入役を廃止したかということであります。

私は、公正な公金支出の厳格な責任を収入役を担っておりまして、極めて重要なポストであるという認識をいたしておりました。しかしながら、昨年の17年12月9日に第28次地方制度調査会の答申が出まして、その中で収入役を廃止することになりました。それを踏まえて、地方自治法の改正が国会に提案をされようとしたしておったわけでありまして。廃止時期は、平成19年の4月1日からということでありました。

その中で、その実態を承知した当時の収入役も本人から退任の申し出がありました。また、私は不本意ながらも地方自治法の改正を見据えて、本年の3月31日をもって収入役を廃止いたしたい。このことについては、平成18年度の町政執行方針で明確にいたしておるわけでありまして。そういうことで、厚岸町収入役事務兼掌条例の制定をいただき、廃止をいたしたところでございます。

続きまして、三役としての政策判断が手薄となったと答弁があったが、どうやってこれを補っていくのかということであります。

質問議員ご承知のとおり、収入役は三役の1人でありました。自治体経営の1人として、町長の補助機能としての必要性も極めて大きかったわけでもございました。政策面においても、さらにはまた公正な行政運営を担うために町長のチェック的な役割もあったわけでもあります。そういうことで、さきの1回目の答弁で、このような内容を含めて、答弁をいたしたわけでもありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

あとの方は総務課長の方から答弁をさせます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えいたします。

まず、財政面での比較におきます出納室内で考えたときに、実質的な削減額ということにお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、出納室につきましては、ご案内のように、出納室長として課長職を置いてございます。この課長職平均給与との比較で申し上げます。共済費等を含めました総額で、年間344万円が減じられるという状況になります。

もう1点の関係でございます。OB職員化が考えられなかったのかというご質問でございます。これにつきましては出納室職員への再任用制度についてのお尋ねととらえ、お答えをさせていただきますけれども、この制度というのは職員の定年退職者を再度職員として任用するというものでございまして、実は平成9年の人事院勧告で検討するように出されたものでございます。これにつきましては、厚岸町の雇用情勢から考えて、町職員のみが定年後も優遇されるようなことは適当ではないという、そういうような考え方の中から、この制度をしてきていないという状況でございます。

これにつきましては、現在においても同じ考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方から真龍小学校に関します再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、学校の屋上緑化につきましてですけれども、議会の方にも何度かご説明させていただいた折、基本設計になりますけれども、職員室、平屋の部分ですけれども、その屋上、これは当初基本設計におきましては、屋上庭園ということで計画されておりました。ただ、管理上、現実問題として、やはり防水の問題が大きく考えなければならぬという状況であります。その結果、その発想を生かすということで、引き継ぐという形の中では園芸用の枠というものを設けまして、その中に土を入れるという中で、これは庭園というよりも校内における菜園、それから草花、どのような活用計画になるかは学校に任せるとしましても、緑化という形になるかどうかはわかりませんが、そのような使用方法を現在考えてございます。

次のいらいら、キレる等の事件の対応措置ということにつきましては、指導室長の方からお答えさせていただきたいと思います。

3番目の木装、いわゆる今回真龍小学校内装に関しまして、何%程度木をつかったのかと、木質系を使ったのかというご質問でございますけれども、まず床につきましては、床総体の仕上げ面積といたしまして、4,300平米ほどございます。その中で水回りですとか、用途上の関係で使用上、やはり避ける部分というものを除きました約2,800平米、率にしまして65%の部分フローリングですとか、木質系の仕上げ材で仕上げさせていただいております。

次に、壁でございますけれども、全体で7,900平米ほどの壁面積というふうにとられてございますけれども、これも防火上の問題ですとか、水回りの関係、それから張れるといたしますか、可能面積として5,200平米程度というふうには押さえますと、そのうち1,130平米について木質系の壁材を使用させていただいております、この率は約21%ほどになります。

それで、次に、どの程度でフィトンチッドの効果が得られるのかということでございますけれども、フィトンチッド自体、ご質問者、さまざまな面が効果をおっしゃっていただきましたけれども、私どももいろいろ聞いてはございます。実はフィトンチッド、1回目の答弁でもお答えしておりますけれども、樹木がやはり成長する過程の中で防衛本能というか、そういうような感じの中で発散するそのフィトンチッドという成分がやはり防衛本能というか、そういうもので発せられるものが人間、人体にとっては有益なんだというようなことであると思います。

したがって、本来的にフィトンチッドを十二分に得るとするならば、やはり森とか林ということになるんでしょうけれども、もちろんこのフィトンチッドが木が刈られた後、もうやはり有効なんだというふうなデータがあるわけですし、それについて、今いろいろと述べられてきたのかなというふうには押さえております。

そうしますと、まず一番その中で考えますと、やはり木造であって、内装も木造だということがやはり一番望ましいというふうには考えてございます。ただ、そうもいきませんので、次には木質系の仕上げを張ると。ただ、これがどの程度張ればどのような効果になるのかというところまでは、私どもの方では残念ながら押さえてはございません。

ただ、床を木質系にただけでも、やはり安静ですとか、回復ですとか、それから疲労等についても効果があるんだというような実験結果については、私ども目にしてございます。

それから、その場合の今の学校のアトピー、アレルギーですとか、ぜんそく、その辺の率の人数の問題でございますけれども、この真龍小学校に関しましては、現在アトピーで19人、それから、ぜんそくにおきましては17人、それから、さまざまなアレルギー反応があるお子様にしましては87名、全体で123名の数字を押さえてございます。

4番目ですけれども、金額的なことということで、背に腹はかえらぬというようなことで、こういうふうな状況になったのかということでございますけれども、使用の経過については、今までご説明させていただきましたけれども、私どももご提案の内容、フィトンチッドの効果等につきましては、一定程度理解しているつもりですし、それに向けた総合的な判断の中で、これまで使用させていただいております。そのような状況

でありますことを何とぞご理解いただきたいというふうに考えます。

●議長（稲井議員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 私の方からは、いらいらする子、キレる子供がいた場合、その対応、対処というご質問に対してご答弁をさせていただきます。

近年普通の子が突然キレる、いわゆるいきなり型の非行というのが全国的に多発しております。こういった子供がいた場合の学校としての指導の方針ということですが、生徒指導上の問題になろうかと思しますので、そちらの面からお答えをさせていただきますが、1つは原因の把握と本人の心に響く指導を心がけるということが1つでございます。

2つ目として、そういった本人の心の状況を把握するとともに、一方では社会的に許されない行為は、子供であっても許されないという毅然とした指導を行うという、大きくこの2つの視点を持って指導をするわけでございます。もう少し具体的には、本人の信条をとらえると、あるいは友人関係であったり、家庭環境であったり、そういったものを複数の教師が多面的に理解することが大事なのかなというふうに思っております。

また、そうした観点から、まず子供の理解に努め、そして効果的な指導をしていくわけでございますが、例えば校内にあるゆとりのスペースと申しますか、余裕のスペース、そういったものを利用して児童・生徒個々にカウンセリングを行うというようなことがよく学校では行われている実情でございます。幸いにして、町内、本町ではそういった子供のいらいら、キレる状況で、先生方がかなり重大な問題を抱えているという、そういった報告はございません。

一方、そういった子供をつくらないということが大事なのかなというふうに思いますが、近年いろんな原因が明らかになってきております。その一つとして、子供の生活習慣の問題、それから食習慣の問題が大きくクローズアップしてございます。文部科学省も子供の生活リズム向上プロジェクトというのを発足させましたし、また食習慣の形成ということでは、「食育」ということが今学校に求められているところでございます。

「早寝、早起き、朝ご飯」というスローガンが今教育界では、盛んに言われておりますが、睡眠時間が脳内ホルモンの分泌異常とかかわっているということも明らかになっております。あるいは朝食をとらないことによる血糖値の低下、そうしたことが子供のいらいら、あるいはキレる、そういったことにかかなり密接に結びついているということも今言われております。そういった意味で、文部科学省がそういう事業推進に着手したということでございます。いらいら、キレる子供の対処、対応ということでご答弁申し上げます。

●議長（稲井議員） 16番、残り時間23分です。

16番。

●竹田議員 先に学校の方なんですけれども、緑化については屋上、または学校の周りというんですか、そういったところに庭園というか、園芸枠でつくるということで、それ

もまた一つの方法だと思えます。屋上に置いても防水効果が薄れてきたり、土によって防水が破壊されたりという現象も起きてきます。そういった場合、入れ物に置いてやるんだといっても、入れ物に雨降って、入れ物にたまってきて、こぼれたら同じですからね。そういうくだらないことは言いませんけれども、緑化といった子供が一つの和やかになる、そして教えていく教師もまた一つの緑化によって精神的に和やかになると、そういった庭園づくりというのは非常に精神的に大事だと思えます。ぜひ経費もかかると思いますが、数多く周りにたくさんつくっていただきたいなと思えます。

それから、いらいら、キレるという部分については、僕は、今回は建物に対してということでお聞きしたんで、食物とか食べるものに対するアレルギーとか確かにありますよ。あるけれども、僕が言っているのは、建物に入ったときにどうなのかということを知っているんであって、それが食べ物によって、それが原因でコンクリートでつくられている建物の中に入って、いらいらが生じてくるんだという、そういうことに対して言っているのかどうなのか、はっきりよくわからないんですよ。

建物の中に入って、コンクリートという部分のものの中に入って、自分自身がいらいらしたり、キレたりするという、そういうことが原因として起きるんだと。だから、その食物で物を食べるとか、そういうことじゃなくて、家庭内の問題も確かにあると思えます。だから、そういった部分は物すごいストレスという部分については、広く大きく限定できるものではないということを知っているときに言って、僕はあえて質問したはずだと思っていたんですけども。

このいらいら、キレるという原因は特定というのは確かにされていません。しかしながら、木造の建物からコンクリートの建物の中に入っていったときに、今までは木造の建物にそれぞれがなっていた。ましてや小学校1年生に入っていた子供が小学校6年生卒業するまでの間、小学校1年生よりも小学校6年生の子供の方がそういう影響は受けやすくなると思えます。例えばアトピー、アレルギー、ぜんそく等がいるという、合計で123名おるといふ実態を把握しているのであれば、なおさらそういった部分に気を使っていたきたい。

そして、アレルギー体質の人、アトピー体質の人、ぜんそくの人、そういう人たちにとっては、木造からコンクリートのでき上がる、そういう新築される校舎に入ってから1カ月ごと、2カ月ごと、3カ月ごとのぜひそういった子供たち、または教える教師が子供たちと同じ症状を訴えているように、現場では社会現象ではなっています。そういった部分で必ずデータをとってほしいと思えます。どういった障害が起きてきて、どういった変化が起きてくるのかというのは絶対的にとっていただ方がいいと思えます。

体質的にもし変わったとすれば、現場として、そういう学校をつくったという部分については、非常にいろんな多岐にわたっての問題が生じてくると思えます。そういったデータを必ずとってほしいというのが一つ。

それから、フィトンチッドという部分について、管理課長申しておりましたけれども、昔はこの抗菌とか防腐効果があるとして、かしわもちや桜もち、この葉っぱにもそういう効果があるということで、日本古来の知恵としてもちが腐らないと、つくったもちが当時は防腐剤というのがなかったんで、そういった知恵を生かして、もちをくるんでいたということですね。

それから、木を切っても、伐採しても、森林の中には葉っぱから出てくる葉緑素の働きはまた違った森林浴ともいえますけれども、そういった部分の効果もありますけれども、今回は木の部分について、切ったあとのフィトンチッド、要するに木の、ヒノキの中には脂身がある、ヒノキチオールという殺菌成分というんですか、その木から出てくる、要するにガス成分みたいなものが体の体内に進入してきて、体が和んでいくという、そういう現象はあるというふうにされています。

ですから、一番いいのは森の中かもしれないけれども、じゃ森の中にいすを並べて勉強できるのかといたら、それはできませんよね。ですから、屋根をかぶった下に木造という住める場所をつくって、学校というものをつくるわけですから、そういった部分でフィトンチッドの効果というものをいま一度勉強してもらって、ぜひこの体質の改善されなきゃいけない人たち、そういう子供たちが悪化していかないような体質を絶対つくっていく。そして、このアレルギーというのは、アレルギーブレーカーといって、自分の体内の中に抑えていく、抑制力というのが人間本来持っているんですけども、何かの形で突然的にブレーカーが切れてしまう、落ちてしまったときに、アレルギーが発生するんだというアレルギー現象の医学誌というのがそういうふうにありますよね。

であるならば、木造の学校から突然、今までの人生で一度も感じたことのないものが突然感じたときにアレルギーが起こるんです。そういった子供たちが果たして本当にこれから出ないのかというと、出る心配の可能性というのは絶対あると思います。そういうことからデータをいろいろとりながら、そういった部分について、ぜひ考えていてもらいたいなと思います。

最後に、背に腹はかえられぬという言葉の意味を僕もよくわからなくて、調べたら、何とこの本当の意味は差し迫った苦痛を逃れるためには、ほかを犠牲にすることもやむを得ないという非常に恐ろしい意味があるんですね。まさかそのことを全面的に金ないからこれでよかったんだろうというようなことは考えてはいなかったと思うんです。そんなことを思ったら大変なことですから。

それはわかっているんですけども、であるならば、こういったいろんな子供たちを守るために、先生方も職場として守るために、もしそういうことが起きたときに、じゃこの学校をどうするのかということも僕も勉強してみました。そうすると、スーパーオキシドジウムスタディSODというのがあるんですけども、学校の中に例えばコンクリートの肌目、それからワックス等をかけているフロア関係、すべてのカーテン、そういったものに吹き付けるということで、自分の体質を改善できる超酸化物不均等酸素というのがあるそうです。これは巨人軍の有名な高橋選手っていますよね。由伸ですかいますけれども、この人も愛好しているそうです。それだけ何かSODというのが社会的に有名になってきているものだそうです。ぜひそういったことも勉強しながら、学校の生徒、そして先生たち、働く職場の先生たちを守っていくということをやっているほしいなというふうに思います。

収入役については、明快な答弁をいただきましたので、これ以上質問することはありません。

以上です。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 3回目のご質問にお答えいたします。

まず、いらいら、キレる等の関係については、若干こちらの方で質問を取り違えていたようでございますので、おわび申し上げます。

ただ、建物に入ってそういう状況になるというのが必ずしも建物のせいだけということではないというふうに考えますし、ただ、今個々にいろいろな点でフィトンチッドを含むものについてご指摘ございましたですけれども、そんなような状況の中では、やはり木造によるそういう効果があるんだということは押さえてございますが、それがこれらの先ほど指導室長の方から申し上げましたいろいろな対策もあわせる中で、やはり進めていっているのが現場ですし、これからもそのようなスタンスでまいりたいというふうに考えております。

あとアトピーですとか、ぜんそく等の問題でございますけれども、この問題のご質問者がおっしゃるように、原因はさまざまでございますし、それからいろんな要因というものもあります。その中で総合的には判断していく必要があるんだろうなというふうには思いますし、ただ、いずれにしても新しい校舎に対して、どのような状況になっていくかというデータ等については、もちろんとすることはやぶさかではございませんし、それがやはりそういった改善の要因になればと思いますし、ぜひ検討してみたいというふうに考えてございます。

あわせてフィトンチッドの効果、ご質問者おっしゃられる内容、すべて私どもも実は勉強させていただきました。その中でいろんな効果ですとか、まだまだ明らかにならない部分、それから先ほど言いましたコンクリートに対しても、やはり吹き付ける成分につきましても、科学技術が今進歩してきまして、そのフィトンチッドの成分を製油として抽出するというような技術も何か進んできているというふうに勉強させていただきましたけれども、いろんなものもまたあるのも事実です。

それらがどのような効果があるのかというのは、慎重にこれから検討していく必要があるだろうし、また、先ほど言いましたようにアトピー、ぜんそく等の諸原因につきましても、もう少し総合的な枠の中でこれからも、このフィトンチッドも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（稲井議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番。

●音喜多議員 平成18年第2回定例会に当たり、さきに通告しております防災問題についてお伺いしてまいります。

国は近年、国の内外で起きる災害を契機に、防災に重点を置き、対策を進めております。特に震災対策には日本海溝、千島海溝周辺、海溝型地震のかかる特別措置法が制定されて以来、私どもの地域としては最も重要な政策の一つでもあります。

今日まで議論はされてきましたが、見過ごすことのできない計画はできても、常に現

実的に対応できるように、ふだんからの積み重ねが必要ではないかと思うのであります。私は隣町霧多布の出身で、大橋のたもとで過去に2回津波に遭い、その命を救われておりますが、親から、子供のころから地震、津波は忘れたころにやってくる、あるいは大昔あそこのところに津波の残骸が残っているというふうに親から言い聞かされてございます。

昭和27年3月、小学校に入学のときの十勝沖地震と津波、そして昭和35年5月、中学3年のときに南米チリから来た大津波と二度にわたって、その命を今日までつないでございますが、その経験から地震や津波に人一倍愛着はありませんが、関心はあります。それなりの心構えができていますつもりでございますが、このことはみんなで自分のこととして常日ごろから関心を持っていただかなければならない問題かと思えます。新しい二次性はございませんが、これによしとした完結したものではありませんし、その意味では改めてお伺いさせていただきます。

町は、自主防災の結成について、各地域にお願いしておりますが、広範な地域と瞬時に送るその出来事の伝達、確認などを考えると、自主防災は有効な組織だと思えます。その意味で現在町はどのような指導をされて、組織率や内容にどの程度把握されているのかお伺いする次第であります。

2点目に、御供山の治山事業についてお伺いたします。

地震、津波とは直接的なつながりはございませんが、間接的には大きな引き金になる可能性があり、その意味でお尋ねいたします。

現在、湖南地区の復旧予防、小規模治山を含め、地域の防災対策として北海道の森づくりセンターで事業主体となって、平成12年から始められておりますが、御供山については、長い歴史の中、風雪に耐え、その経過の中でつくられた御供山もあのような姿に形を変えなければならない状況にしたのはなぜかと問われなければならないわけですが、沿線住民の皆さんが住み続ける限り、頭の中に常に防災の地域として入れておかなければならない地域ではないかというふうに思います。その意味で御供山の治山事業の進捗状況や今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思えます。

3点目に、地震、津波が襲来したと想定いたしまして、昼夜問わずその震災に遭われた場合、いつ何時間後、あるいは何日間後か自宅に戻れるか、戻れなくなった場合、その収容先についての当然公共施設や受け入れ、協力いただける現実的に、非常時に最大限の協力をお願いしなければならないものと思えますが、そのインフラ対策を含め、一時収容先の対策の手だてについて、そのお考えをお伺いたします。

最後に、地震、津波は忘れたころに、先ほども言いましたが、昔のお年寄りからの言い伝えもありますが、現在の時世、科学と技術の進歩で、今はどこどこからいつころまでの間に、どの程度の規模がという確たる想定のもとで、確立の高い予報が公表されております。

それだけに備えに対しては確たる姿勢で臨まなければなりません、的が外れて想定外のことが起き得ることもありますし、被害を最小限が大きくするもとなりかねません。確認の意味で厚岸町が今政府から出されている津波、海溝型地震の対策で弱い点、強化しなければならないとお考えは何か、ぜひこの際協力の呼びかけの意味も含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

防災についてのご質問ですが、まず自主防災組織であります。より現実的に機能する自主防災組織を図るために、町のきめ細かい助言と協力をとのことであります。

自主防災組織の具体的機能の強化につきましては、防災対策の重要な課題の一つであると考えております。

これまでも町議会の場で幾度か議論されてきましたし、その中でも平成15年9月26日に発生した平成15年十勝沖地震の際に、災害時の身体弱者と言われる世帯685世帯に対して、町が行った安否確認で、全世帯の安否確認に17時間もかかったという教訓から、提言をいただいた地震発生時の安否確認などの初期活動が人命被害を最小限に食いどめ最大力であるとの認識に基づき、自主防災組織を組織されているところ、まだ組織がつかられていないところ、それぞれの個別課題を整理して、活動の具体化をお願いしてきたところであります。

現場の自主防災組織活動の主体が単位自治会ごとの組織が基本になっておりますだけに、画一的な提言や課題の押しつけもできないことから、具体的活動になっていかない現実の中では、もう少し踏み込んだ地域とのかかわりを求められていることも事実であります。

質問にありますより現実的に機能する自主防災組織活動については、平素からの訓練が積み重ねられ、弱い部分を補強していくという繰り返しの中で、機能が強化されていくものと考えます。電話が全く通じない状況を想定しての初期活動はどうだったか、避難所へ自力で避難できない方がいる場合の人的対応は十分か、初期活動で家財道具の下敷きになっている人を発見した場合、地域の力で救出できる体制がとれるか、それができないときに役場や消防に連絡する手法は何か、災害時の緊急通報可能な公衆電話の所在は把握できていたかなどなど、また、役場や消防、漁協や農協の職員を外して訓練した場合に、どこまでできて、どれだけの時間が必要で、できなかったことは何かあるか。

こうした訓練と点検の積み重ねが組織の機能の強化に重なるものと考えますが、それでもいざ現実に大きな地震があった場合、後で点検したときに、できなかったことの方が多く出てくることも想定しておかなければなりません。できない人への個人攻撃になつては、次の活動になってきませんから、そのとき地域でどういうフォローができるか、具体的活動を起こすために、少し考えただけでもこれだけ多くの課題が多く出てまいります。

地域の立地条件や住んでいる人の年齢構成などによって、また別の課題も出てまいります。そうした認識のもと、防災の地域活動の具体化と機能強化に、町としてかかわらせていただきますし、議論な訓練の機会にはぜひ呼んでいただいて、地域から自主防災の力を強めていこうと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、御供山の治山事業についてであります。

御供山周辺の治山事業は、昭和40年代から北海道の主体事業として、危険箇所の上

め工を重点に施行しております。現在は奔渡町二丁目の展望台地先、奔渡町四丁目の佐齊地先、梅香町二丁目の川村地先と、中学校の沢が傾斜地ののり面からの土砂流出、並びに崩壊防止工事として継続事業で行われており、完成時期は平成19年度、もしくは平成20年度の見込みであります。

今後の新規事業として、松葉町側に2カ所の危険箇所があり、治山事業の施工要件となる保安林指定を受けるための土地所有者との調整がまとも次第、北海道に要望してまいりたいと考えております。

工事完了後の保全対策につきましては、北海道の建設工事でありますので、北海道で管理し、保全対策を行うことになっておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、地震・津波時の被災者一時避難先対応についてお答えします。

まず、被災によって帰宅不可となった場合、避難者の一時収容先として、公共施設はもちろんであるが、それ以外はないかとお尋ねですが、住宅が被害を受ける、またはそのおそれがあるなどにより、帰宅ができない場合の収容先につきましては、指定避難施設として、学校や集会所などの公共施設を充てることとして、厚岸町地域防災計画に位置づけております。

さらに、このほかにも被害状況や避難所数などの状況に応じて、お寺やホテルなどの民間施設を収容先に充てることにしており、このことにつきましては、施設所有者の事前了解もいただいているところであります。

また、一時避難先のインフラ整備対策についてであります。まずは津波から逃れるための一時的な避難先につきましては、海拔10メートル以上の高い位置に緊急避難場所として、町内47カ所を指定しております。この緊急避難場所には太陽電池等の設置や避難階段の設置など、その避難場所の形状に応じた防災施設の整備を行ってきておりますが、建物のない広場のみのところもあるため、雨天や厳寒期の避難対策が課題と考えており、襲来した津波の状況に応じて、収納可能な建物の避難移動も考慮した避難行動計画をさらに検討したいと考えております。

また、避難場所でのトイレの確保が重要であると言われております。町内の避難場所には、周辺施設のトイレや簡易トイレの設置によりほとんど確保がされていますが、恒常的なトイレ設置の難しい避難場所もありますので、そこでの応急なトイレ確保のあり方について、地域の方々と一緒に考えてまいりたいと思います。

次に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震にかかわる地震防災対策で、厚岸町が早急かつ重点的に取り組む課題は何かとお尋ねですが、平成16年4月に制定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震にかかわる地震防災対策の推進に関する特別措置法により、本年2月20日に厚岸町も地震防災対策推進地域に指定されました。

この推進地域においては、国・地方公共団体、民間事業者などが各種計画を策定し、それぞれの立場から地震、防災対策を推進することとなっており、まずは町の対策推進計画を本年作成しなければならず、この準備作業に取りかかっております。

この地震防災対策において、厚岸町が早急かつ重点的に取り組む課題につきましては、やはり津波対策になりますが、何よりも迅速な津波避難の実現が重要で、近々にも起こり得る地震、津波災害時において、みずから率先して避難の行動を起こすという住民意識をさらに高めることが求められます。

今年は、6月下旬から町内各地区ごとにまちづくり地域懇談会を開くこととなっておりますが、このテーマの一つに地震・津波の防災対策を挙げております。

先般、北海道で作成した津波シミュレーション及び被害想定調査の報告書が示されておりますので、この情報も効果的に活用しながら、地域の皆さんとの懇談を通じて、防災意識の啓発を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

- 音喜多議員 まず初めに、防災を担当する総務課長を初め、町の日ごろの不断の体制に対して、敬意を表しておきたいというふう思います。私から見る目では一生懸命やっているなというふうに感じますが、なかなかそれもまた町民の方に映ってないのではないかなど。私も自治会の仕事をさせていただいたときに、自治会からの要望書として、大沼さんが総務課長のときだったと思います。あそこに年寄りの方々から階段があればなど、すぐ近くに土砂崩れにはなっているが、あの土どめを越えて、高台に上られるのに近いのになどという意見をお聞きしまして、町に要望させていただきましたらば、早速町は取り組んでいただいたという経緯がございまして、長いこと議会に携わらせていただいて、あれほど早くスピーディにやっていただいたことはなかったなど、非常に關心している次第でございますので、そんな意味では、本当に町の対応は比較的速かったなというふうに思っております。

先ほども一般質問の中で当初お話しさせていただきましたが、この地区は、今さら議論するまでもなく、地震と津波ということについては、非常に注意を払っていかねばならない地域というふうに感じております。

しかしながら、厚岸町はそれほど大きい被害といたしましたら、27年の床潭地区で大きな被害があったわけでございますけれども、それもこの市街地はそれほどの被害がなかった。チリ津波においても若竹、松葉の限界まで波が上がった程度で、これは地形的に見て、今までの私も親含め年寄りから聞く限りでは、この道東ではやはり厚岸町はこの湾処になっている部分で非常に救われていると。しかしながら、十勝沖、あるいは根室半島沖、どちらから見ても霧多布は別にしても、波にさらわれやすいというか、さらされやすい地域であることだけは間違いないというふうに私は思います。

そんな意味では、この厚岸町に、そういう経験者というか、被害と申しますか、含めて意識が非常に薄いような気がしてならないのであります。

私の見る目では、この津波というのは、水は水を呼び、また川を上り、またその勢いがずっと弱いところとか、低いところに行き着くとか、非常に恐ろしい底力の持った波でございまして、そのエネルギーというのははかり知れないものがございます。

南米チリのときに、あの琵琶瀬湾、嶮暮帰島のあるあれが沼のように見えて渦巻いたんです。私はちょうど中学3年で、早朝より浜へ出て見た瞬間ですが、瞬間というよりも、あの当時は、今でも末広方面ではコワガレ昆布を組むんですが、浜中町霧多布沿岸の人方もコワガレ昆布の時期でした。昔は手でろうした船ですが、いわゆる川の中に木の葉が流れるというような状態で、あの湾が渦巻いたんであります。そんなそっちの方

を意識していたんですが、裏からやってきた、いわゆる根室側からどっつけてきたわけです。山のような波でした。私も船にしがみついて難を逃れたわけでございますけれども、その波の第一波の行った後というのは、もう非常にはかり知れない恐ろしいものでございました。命からがら本当に第一波を波の上で過ごして逃げたという経緯がございます。

そんな意味では、厚岸町の人方は非常にそういう経験が少ないので、語られていないということで、お聞きしますと、そんな津波なんて来るわけないではないかという意識が非常に高いというふうに私は思います。

そんな中で本題に入りますが、この1点目の質問の中に、現在私の知る限りでは自治会の役員イコール防災の担当役員というか、その地域の役員になっている傾向が非常に強いです。しかしながら、今震度5以上になれば、役場の職員も登庁というか、あるいは消防職員はもちろんのこと、消防団員、あるいは地元の個人企業が多いわけですが、そういう方々が責任者や中堅どころの職員は職場へとはせ参ずるわけですね。そういった中で、自主防災の役員というのは、本当に私どもの地区でも指を折って数を数える程度しか残らなくなっちゃう。非常にその組織の中と実際にそういうところが矛盾する傾向が私どものところでなくて、そのことは勤め人の多い地区にそういうことが多いというふうに言われております。そういった意味では、このことをもう一度自治会イコール自主防災という役員体制にしていいいのかどうなのかと。ここを一考、考える必要があるのではないかと。そういった形では、残された者でということになるんですが、そのことをしっかりとやはり指導していくといえますか、より現実的に残されたもので、どう対応するのかという方がいいのではないかと。

そんな意味では、私の考えるところでは自治会の役員イコールでなくて、別な力を入れてそういう自主防災組織をつくるとか、あるいはどうしてもその地区から、そういった形がつかれないとするならば、役員は職員の登庁の人を決めて、その地区の責任者として残すと。いわゆる地区の防災責任者として、そこに残すという方がむしろ効果的なやり方にもなりはしないかというふうに考えますが、その辺どのように受けとめて対応を考えようとしているのか、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、御供山の関係については、後の方に回させていただきたいというふうに思います。

3点目の津波が来るという想定した場合のことです。

津波は一度で済めばいいんですが、往復します。チリ津波は往復びんたでした。琵琶瀬湾と浜中湾から夕方まで続いていました。その波と波の合間を経験者はうまく渡り歩いて、山の上から見て、あそこまで行って、あそこうちの屋根に上って、波を過ぎて、次の先に行って自分のうちへ行って食べるものとあれを取ってくるというのが私の中学の時代に、私もみずからそうして出かけたものです。食べるものもない。朝の出来事で、お昼は食べませんでしたね。夕方まで口にすることはなかった。うちへ戻って何かをとって、たまたま山の上から見れば、家は残ったと、家が残っているから、傾いてはいるけれども、家が残ったから何かを残っているということで、大体昔から地震寄ったら40分といいます。親は40分のうちに高台に逃げれと。しかし、議会で奥尻に行ったんですね。あそこは40分どころかすぐ来たというんです。やはり地震によってというか、

その起こる地区によってはいろいろまちまちですが、そういった波の状況を見て、食料を確保したという経緯がございますけれども、いずれにしてもその地震が来られて、被災された場合、特に海岸地帯なんかはその傾向が強いと思いますが、先ほどの答弁の中にもあったとおり、公共施設に当然のことですね。でも今日の厚岸町の公共施設というのは、厚岸町を含めて、役場を含めて、これは水際です。一番つけやすい、恐ろしいところというふうに私の思いから思えば、よくこんなところに役場を建てて、司令塔になるんだなというふうに思いましたけれども、いずれにしても、その場合に私は厚岸町の場合、それじゃどこが大丈夫なのかというふうに考えた場合、やはり道立少年自然の家とか、あるいはこの厚岸町、湖南、湖北考えならば、お寺あたりかなと。

3メートル、5メートルの今国が考えている形では、それがまともに入ってくれば、10メートル越すあたりの波が来るわけですから、そうするとそういうところもどうなのかなというような気がします、そういったお寺とか、そういったところにはきちっとそういう対策というか、その場合のふだんからのお話がついているのかなというふうにお尋ねしたところ、今の答弁の中では、きちっとそんなようなことになっているようでございますが、ただ、この答弁書にもありますように、そういう収容した場合の食べるものは1日くらい食べなくても、しかし、衛生面から見て、トイレの問題が、特に女性や子供を抱えた場合に、そのことが一番心配になるかというふうに思います。浜中町の場合は二度お寺に皆さんがお世話になったという経緯がございますけれども、厚岸町の場合もお寺は高台にありますし、そういった可能性は高いのかなというふうに思います。

ただ、残念なことにはちょっと思うのは、今年の公共下水の関係で、真竜側のお寺の方は、お寺の限界まで供給が届かなかったと。それはそういったことを考えてなくて、工事上の関係で、あの地区というか、お寺の3寺があるんですが、そこはそういった点では考えていなかったということなんだろうというふうに思います。その辺のところについて、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

最後に、最後の方の今回のこの海溝型地震の関係で、厚岸町がやらなければならないというか、この今法律がかなり日本の国の法律でもって、この地震防災緊急事業5カ年計画、あるいは地震対策緊急整備事業等がしかれているわけですし、厚岸町も当然この地区を指定されて、その対応に当たらなきゃいけないんですが、今まで一生懸命やってきているんだろうと思うんですが、いざと思いつかない弱いところがあるのではないのか。それは何なのかと。起きてからではちょっとまずいというか、これを何度も経験して、その上で強くなるという言い方はそれはちょっと難しいと思いますが、やはり考えられることはできるだけのことをしておいた方がいいというふうに考えます。

そういった意味では、今の国も力を入れて支援するという約束事の中で、厚岸町がやるべきこと、そして計画にまだ手がつけていないということについて何なのかと、その辺をご提示いただきたいというふうに思います。

御供山の関係です。結論から言います。今、事業主体は森づくりセンターでやっていますが、土木現業所の厚岸出張所では、もうあそこは大変な区域ですよということで、町内では土砂、土石流危険渓流というんですか、それから急傾斜地崩壊危険箇所、地滑り危険箇所、これあわせて土砂災害危険箇所ということのようですが、管内釧路町、厚岸町、浜中町を入れて238カ所のうち、厚岸町は129カ所、合計その今の3種類というん

ですか、129カ所あるわけですね。特に、御供山近辺もあるし、非常にぐるっとそういう状況にあると。

何年か前というか、もう十五、六年も前になりますが、いわゆる町有林の防備保安林を伐採されたときに、大きな話題になりまして、その経緯があるわけですが、現在ああいう状況の中で、土砂災害防止法という新しくできたわけでございまして、平成13年あの地区はそういう指定を受けてないのかどうなのか。そしてまた、今それを工事中ですから、そういう危険地域だという認識の上で、完成の暁には、道の管理を求めてそういう指定を受けようとしているのか、その辺はいかがでしょうか。

2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 自主防災組織の関係、私の方からご答弁させていただきますが、その前に私自身もチリ津波も体験をしていないという世代でありまして、そういう意味では、私の周りにいらっしゃる先輩方も質問者おっしゃるとおり、いやいや厚岸はそんな大きな津波は来ないんだよという話をよく聞かされます。

ただ、チリ沖地震のレベルの津波が最大限だということではありませんので、そういう意味で、地域の中でも仕事を通して、まず自分の命、財産を守ることが第一義なんだということを話をしながら、かかわらせていただいているところであります。

自主防災組織と自治会との関係であります。今33自治会ございまして、そのうち自主防災組織を組織されているのが15であります。中でも山と海というとらえ方でいきますと、9つの自治会が山であります。こちらは津波に対する備えというものがまず必要のない地域であります。ここで自主防災組織が一つ組織されておりますので、残る24の海拔の高さが余りない地域の自主防災組織は14という状況であります。その中でも毎年何らかの防災訓練やっていますよというところが一つありますし、災害で要救助を必要とする世帯については、把握をしているよというところが8つございます。ただ、なかなか動き切れていないというのが実態であります。

それから、8つの中でも、いざというときには安否確認をする体制まで自主防災組織として組んでいますよというところが2つあります。そうした実態の中で、私どもとしましてもまだまだ不十分だなということで、自治会の方に、あるいは自主防災組織としていろいろお願いをしているわけですが、町長の答弁からもさせていただいたとおり、なかなか足踏み込んで入っていけない、地域の実態がいろいろあるという中で踏み込めていないというのも実態でありまして、まだまだ私どもの力が足りないなというところは反省をしているところであります。

おっしゃるとおり、自治会の役員の方がイコール自主防災組織の役員であるという体制はやはりまずいということですね。真っ先に任務を持っていらっしゃる役場の職員、それから消防の職員、それから消防団員の方も確かにそうであります。そういう意味で、そういう方々は真っ先に任務がある。したがって、役場に直行する、消防に直行する地域で消防団活動をやるという任務を持っておりますので、地域の中ではそうした人方を除いた体制の中で、どういう体制が組めるんだということをぜひそういう体制をつくっ

ていかなきゃいけないという基本スタンスでお願いをしているわけでありませう。

実際に16年の年末からある地域の地域ハザードマップづくりに私も参加をさせていただきました。基本は役場が指定した避難場所に、どう避難をする。その場合に案内板は十分あるのだろうか。それから道路を利用する横断をしたり、車で道路を利用したりするのについての安全性はどうなんだろう、車は乗らないと原則言っているけれども、それで避難が可能なんだろうかどうかといったような議論をやったり地域の役員の皆さんがまず率先して議論をする。その議論を役員だけではなくて、自治会の班長さん、それから地域の人たちにどう話として広めていくんだろうということを取り組みました。

十分な取り組みだったかという観点からいくと、まだまだ不十分だったなという思いはありますが、ただ、成果としては、役場からこんなものをおろされているよ、ハザードマップあるよというだけの話ではなくて、自分たちがそのことを実証してみるということがやっぱり地域の力に大きなプラスになったなということを経験として聞いております。

そういう意味で、町長からもお話をさせていただきましたが、だめなことの繰り返しの訓練をやったり何度も何度も積み重ねていくことしか防災組織を強化していくという意味では、近道はないのかなというふうに思いますし、基本的に第2次、第3次の対応は行政なりがやれるとしても、まず安否確認、あるいは一時避難というものは、個人個人の責任でやらざるを得ない。個人でやれない部分について、地域の力でどう守っていくのかということが自主防災組織の第一だろうというふうに、任務としては第一ではないのかなという思いでおりますので、その視点で、ぜひ組織の活性化、それから我々も呼んでいただいて、どうあるべきかという議論をしていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 引き続きお答えさせていただきたいと思ひます。

ただいま自主防災組織の取り組みという部分につきましては、町民課長の方からお話ししたとおりでございまして、ただ、町民の意識の中にやはり大事なものは、津波が来たときに、実際に逃げる行動が起こせるのかどうかという部分が非常に大事だというふういろいろな災害シンポジウム、あるいは学者さんのいわゆる行動計画等を研究されている学者サイド、そういったようなお話を伺いますと、そういうふうにならわれております。

といいますのは、津波が来る、この地域については津波が来る、津波から逃げるためには高いところへ逃げるんだという認識は持っているけれども、現実には津波の警報や大きな地震が来たときに、実際に自分が逃げられるか。これまでの過去の例等を見ますと、そういう認識があってもなかなか行動に移せない、こういうような傾向の中で、被害が大きくなっているというような分析もされているようございまして、この辺をいかに早く行動を起こすようにするのかという部分が大事だということで、現在いろいろな方面でのいわゆる住民啓発の中では、そのことを重点的に啓発しているというような状況でございまして、その辺踏まえまして、今年行います町づくり地域懇談会、町長の答弁の中に

もありましたけれども、津波のシミュレーション、市街地にどのような津波が来てどこまで浸水していくかという映像関係で示せるものがこのたび道の方から参っております。

こういったような視覚で訴えるようなことをしながら、実際に厚岸町においてもこういった津波が想定されるんだという部分の認識から始まって、じゃどうするというようなことに取りかかっていかなければならないかなと思いますので、そういうようなシミュレーション資料を十分活用しながら、とりあえず今回はまちづくり地域懇談会の中でこれをお示しして、なおかつこれだけではなくて、さらにこういった部分での活用、このまちづくり地域懇談会以外の地域の取り組み、こういった部分にも私どもも積極的に関与してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

それから、公共下水道のいわゆる整備ということで、防災的な観点からのお寺等の話もありましたけれども、いわゆるトイレの問題というのは本当に大事だということで、大きな地震、避難活動が長引いたところにおいては、特にやはりどこでもトイレの問題というのが惹起されてきているようでございます。

ただ、そこで言われているのは、いわゆる逆に水洗化にしますと、水道管がダメージを受ける、排水管がダメージを受けるということで、水洗トイレそのものの使用ができなくなるというようなことの問題点、こういったことも一方では指摘がされてございます。

それに比較すると、逆にいわゆるくみ取り式とでも申しましょうか、いわゆる簡素な水道管、下水管がないという部分でのそちらの方が何ていいでしょうか、使える状態が残るというような部分も一方にはあるということでございますので、その点ご理解いただきたいと思えますし、なお公共下水道の関係の計画についてのお尋ねでございますので、これについては、後ほど水道課の方からお答えをいただきたいというふうに思っております。

それから、この地震の対策を進めている上での弱いところ、こういったようなところの対応はどうかというご質問でございますけれども、厚岸町におきましては、特にこの海岸地帯でございます。この市街地につきましても漁港を持っているということでございまして、実はこの漁港施設、津波においては、何が防災上、必要なかというような部分につきまして、これは北海道開発局でございますけれども、こちらの事業によりまして、この厚岸漁港をベースにした検討会、これが今年間もなく、この6月から始まりまして、いわゆるそういう専門家の方、研究者の方だとか、こういう方々が現地入りした中で検討が進められる、こういうことになってございます。

もちろん町の方からも、それぞれの担当が入ることになっておりますけれども、こういった検討会で、いわゆる厚岸町での手薄な部分、問題点であるとか、対応の方向性だとか、こういったようなことも新たに見えてくるのかなということも思っておりますし、こういった事業を通しまして、さらにそういった部分の検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） それでは、私の方から、お寺のあたりが下水道の区域に入っていないのではないかとという質問がありました。それで現在の事業認可区域は301ヘクタールございます。事業期間は平成3年度から平成22年度でございまして、それで確かに現在の法竜寺、あと東岸寺あと、高野寺関係は入っておりません。しかし、平成23年度以降、事業認可の拡大をしまして、全体計画に入っております。

したがって、平成23年度以降に整備を図ってまいりたいということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、御供山の治山事業についてお答え申し上げます。

御供山の危険防止の工事につきましては、昭和40年代から行っているけわですが、当時から森林法の指定であります土砂崩壊防備保安林、この指定を受けた中で、御供山の周囲の治山工事に対処してまいっております。

平成13年度に新しい法律ができました土砂災害防止法による指定は受けてございません。当時はさまざまな手法を検討しながら、どのような法律の網をかけて、この地域の住む方々の人命、財産をどのように守っていくかという検討の中で、この保安林指定を受けた中で、整備していくという検討がされたものと思料してございます。

現在、そういった指定の中で、この周囲の整備をしていくと。これからもこの保安林指定を受けた中で、道の主体事業として森づくりセンターと協議検討を重ねてまいりながら、整備をしていきたいと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8番さん、残り時間13分。

8番。

●音喜多議員 最後になりました。簡単にお話ししておきます。

いずれにしても地震、津波というのは、地震は自分で体験することはできるんですけども、津波はなかなかそういうめったに体験できるものではございません。そういう意味では貴重な部分ですけども、しかし、どちらにしても一番最初の初期が肝心だというふうに私は思います。その初期の対応いかんによって、仕事を大きくもするし、また人命を失うはめにもなるわけですから、そのことを重々意識しておかなければいけないのではないのかなと。

35年の南米から来たチリからの津波の関係にしましても、早朝であり、また地震のない津波ということで、あそこの地域の人方も初めての経験だったと思います。地震が来て津波が来るんだという思いが一瞬にして絶たれて、地震がなくても何ぼ天気がよくても、昼間でなくて早朝来たという経緯がございまして。それにしてもやはり地域柄、初期の出動が非常によかったというふうに思います。お互いに隣近所、きちっと伝え合ったという、まず5時前ですから、寝ている者も起こしたと。私どもも隣の旅館さんに

泊まりの客がいたんですけれども、それもやはり雨戸をたたいて起こしたと。お互いにそういう声をかけ合ったということからして、やはり大事なのは、そういう最初の初期が大事だったのではなかったかと。あそこまで被害を少なくしたのもそのせいではなかったのかなというふうに考えますが、初期の体制が一番大事だというふうに思います。

そして、いやが応でもこられた場合に、その避難の対応をやはりきちっと常にいろんなことを考えていただくということ。先ほども電話の話もありましたが、そうすると、非常に今の世代の人は電話を頼ると思いますが、本当に電話が通じるものかどうなのかということ自体も、私も昔電話屋さんでしたけれども、保証はないと思いますし、先ほどお話ししましたが、役場の職員、消防団員やら皆さんがそれぞれ出た、残った後には役場の職員が全部出るといってなくして、その地域で張りつけるというか、そういう考え方も一つの方法で、連絡を取り合うということも一つの手ではないのかなというふうに申し上げておきます。

それから、御供山、これは非常に今は崩壊のための対策をやっていますが、これが万全なのかどうなのかという危険が頭から離れないというか、地元の人方に見れば、非常に疑問を持っていると。ああいう形で長年つくってきたところに人の手を加えて、今度逆に危険性を増しているような意向でございます。

今の町の考え方では、土砂崩壊防備保安林の指定そのままにいくといくことでありますが、これはそのままよしとするのかどうかわかりませんが、やはりきちっとしたところでの土砂災害警戒区域の指定、これはいずれにしても必要になってくるのではないのかなというふうに私は思いますので、重々その辺のところを検討していただきたいように思います。

以上で3回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

本当に津波災害、特に津波災害でございますけれども、これからやはり身を守るというのは何度も申しまわっているとおり、いかに早い避難行動を起こすかということに尽きるかというふうに思いますので、この点に向けて体制を整える、あるいは住民への啓蒙、啓発、こういったことに意を用いてまいりたいというふうに思います。

それから、いわゆる町の職員の体制でございますけれども、基本的にはやはり地震が発生したときには、どういった規模のどの程度の被害が起きているかと、これは想定は非常に難しいわけでございまして、基本的には非常登庁をするというのを基本に考えております。

それと、もう一方の考え方でございますけれども、やはり地域にその夜間といいましょうか、夜間のことを考えますと、そこに職員がいるということになるわけでございまして、例えばこの時間帯、今の時間帯を考えますと、地域には町の職員というものは存在していないわけでございまして、そういった中で、町の職員の、町の職員といいましょうか、常時いない方をそこに大事な位置づけにしておいて、そこに預けておくという体制というのは、やはり現実のことを考えるとまずいんではないかというふうに考

えております。

常時そこにいる方がやはりリーダー的な役割を発揮していただくというのが一番望ましいことかなというふうには思いますけれども、なかなかそういうふうにもならない部分もあろうかとは思いますが、そういったことを基本に体制づくりという部分を考えていくのが望まれるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、なお町の職員の招集体制については、現在も検討を進めておりますので、そういった中で、今いただいたようなお話、こういったことも念頭に置きながら、どうあるべきかということもあわせて検討していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

土砂災害防止指定区域ということをございまして、それにもとになる法律を所管しておりますのは国土交通省ということになってございます。それで、現在は御供山の所管法は農林水産省の森林法ということになってございます。

ですから、2つの法律の指定を重ねて受けることの是非等も検討する必要があるのかなというふうに考えてございますので、内部的に建設課、それから防災を担当する総務課所管と検討しながら、対応してまいりたいというふうに考えますので、ご理解願ひたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、15番、佐齋議員の一般質問を行います。

15番。

●佐齋議員 質問申し上げる前に、議員の皆様方に一言お礼を申し上げたいと思ひます。

今回の質問につきまして、議員皆さん方のご配慮によりまして、通告順をかえていただきましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、第2回定例会に当たりまして、さきに通告してありました公共事業についてご質問いたしたいと思ひます。

国の三位一体の改革路線の堅持という状況から、近年から全道的にも、また管内的にも公共事業において、その仕事量の減少が続いている中であって、我が厚岸町では町理事者の積極的な研究、努力によって、公共下水道を初め、小学校舎着工など、実施計画の前倒し予算によります予算発注により、町内各域において工事が着手されてきておりますことは、町内の経済力の向上、並びに雇用の活性化という面において、大変意義深い事項でありますし、このことは町長初め、町理事者のご努力のたまものであり、関係理事者の方々に改めて敬意を表するところであります。

そこでお伺ひいたしますが、そのような前段に申し上げました状況の中にあっても、工事の発注体制について、まだまだ改善していただきたい事項もあることも事実であります。工事に着手できるためには、工事内容によっては、各種免許、資格、あるいは技

術者などの配置体制の管理状況をクリアできている、いわゆるAランク業者に発注されることになるわけでありますが、多数の同業の業者においても仕事量の減少から不況を脱し切れない状況にあることも実態であります。

今、盛んに行われております工事状況を見ますと、町外の業者さんを交え、公共事業が実施されておりますが、地元業者育成、並びに町の活性化及び雇用の拡大を維持するために、地元Aランク業者とのJVを普及させ、できる限り地元の業者の出番が続けられるよう条件を満たす研究、努力もいま一つ望むところであります。町長並びに理事者にぜひこのことがかなえられるために、施策を講じ、行政側としてとっていただけるよう町民の声の代弁者として申し上げるところでございます。どうぞこの件につきまして前向きにご検討、ご答弁をお願いしたいと思います。

このことから、次の3点についてお聞きをさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、指名入札の指名選考委員は何名で、メンバー構成はどのようなになっているか。また指名選考委員はどんなようなときに開かれるのか。

2点目といたしまして、厚岸町の指名業者のランク別に業者名と金額を業種別にお知らせください。また現在のランクはいつからになったのか。

3点目といたしまして、現在厚岸町の工事に参入している他の町村の業者のランクは、厚岸町においてどのようなになっているか。

以上で1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、佐齋議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問は、町が発注する一般的な公共工事についての趣旨と思っておりますので、公営企業を除く土木建築などに関する公共工事についてお答えしたいと思います。

初めに、公共工事の指名競争入札の指名選考委員は何名で、メンバー構成はどのようなになっているのか。また指名選考委員会はどのようなときに開かれるのかの質問ですが、厚岸町の建設工事入札参加者指名選考委員会規定第2条の規定により、選考委員は6名、メンバー構成は町長、助役、主務課長、財政担当課長、出納室長、指名競争入札に参加するに必要な資格の審査を主管する課の課長となっております。

また、指名選考委員会の開催は、建設工事等の指名競争入札を行おうとするとき、また厚岸町指名競争入札参加資格者として登録されている業者の指名停止を行うときに開催しており、指名選考委員会は委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって決するものであります。

次に、厚岸町の町内指名業者の業種別ランクと発注標準額、現在のランクはいつからになったのかでございますが、お手元に資料を配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。町内の指名業者は、業者別に土木工事業者は11社、建設工事業者は9社、電気工事業者は2社、管工事業者は4社が登録されており、業者のランクづけは建設業法で規定されている経営事項審査における総合評定値により、土木工事では1,000点以上をAランク、900点以上1,000点未満をBランク、800点以上900点未満をCランク、800点未満とDランクとしております。建築工事電気工事及び管工事では900点以上をAランク、

800点以上900点未満をBランク、700点以上800点未満をCランク、700点未満をDランクとしております。

また、ランク別に指名する工事の額となります発注標準額は、土木工事ではAランクが5,000万円以上、Bランクは3,500万円以上5,000万円未満、Cランクは1,500万円以上3,500万円未満、Dランクは1,500万円未満、建築工事ではAランクが1億円以上、Bランクは5,000万円以上1億円未満、Cランクは3,000万円以上5,000万円未満、Dランクは3,000万円未満、電気工事及び管工事ではAランクは5,000万円以上、Bランクは3,000万円以上5,000万円未満、Cランクは1,000万円以上3,000万円未満、Dランクは1,000万円未満としております。

次に、厚岸町の工事、真龍小学校改築工事・公共下水道工事に参入している町外業者のランクでございますが、平成18年3月に発注した真龍小学校改築工事では8社、平成18年3月から平成18年5月までに発注した公共下水道工事では7社であり、この業者のランクを資料で示させていただいておりますので、ご参照を願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 まず、1番目の指名入札のメンバーでございます。前にも議会でもってある議員から指名選考委員に第三者を入れたらどうかというような意見があったわけでございますが、厚岸町にもいろいろな審議委員、あとはいろんな委員会があるわけでございますが、それには町民参加型の、よく町長言われる協働の町づくりでもって、一般の第三者が入っているわけでございますが、この指名選考委員に対して第三者を入れるというあれがないのか。ということは、やっぱり今いろいろ新聞紙上で騒がれておりますように、官製談合だとかいろいろありますね。そういうことでいうと、やっぱり町民の見る目がかなり厳しくなっているんですよね。そういうことでもって入れることによって、透明性が出てくるんじゃないかということでもって、その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

それから、厚岸町のランクのこれは出させていただきました。これは前に私が2004年の3月の議会で、同じような公共事業において厚岸町独自でもってランクづけはできないのかというときに、厚岸町に指名選考に当たっては、地元業者育成に努めながら、指名の基準に基づいて遂行ができる範囲内で、道の格付の一段上位の範囲内で技術などの内容を勘案し、指名業者の選考をしておるとのことだと、これはあれですか、今も変わっていないんですか。道の準じて指名委員を選考して、けどさっき言ったようにDであれば1,500万円未満、Cであれば1,500万から3,500万円未満と書いてありますけれども、そうすると、結局前回の答弁であれば、Dで1,500万円であっても、1ランク上だっただけであれば、Cの仕事できるんだというふうな考え、思いでいいんですね。それをちょっともう一度。

それから、3つ目の現在厚岸に工事参入している業者でございますが、これ見ますと、ほとんどあれですよね、A業者ですよね。Bが1社あります。例えばこれすぐで工事始まっていますけれども、真龍小学校あたりは、あれはあれですか、厚岸の地元のA、B

の業者ではできなかったんですかね。それがもしできない理由があれば、どうしても大
手になればできないのであれば、その理由をちょっと教えていただきたい。

それから、下水道でございますけれども、よく町民言われるんですよね。厚岸の町あ
がっても、厚岸の町なんだかどこかわからないということは、地元の業者よりタビの
業者がやっている方が多過ぎると。ここは厚岸の町なのかというような声が聞かれるん
ですよ。なぜ今ですね、下水道がタビの業者がやらなければならなかったのかと。それ
が例えば技術的に地元はできないんだと、そういうふうな理由があれば、その辺もきち
っとお答えをいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 再質問についてお答えをいたします。

まず、第三者の方を入れたらどうかのご質問でございます。

指名業者は、選考を厳正かつ適正に行わなければならないものでございます。町では
建設工事入札参加者指名選考委員会規定にのっとりまして、選考委員会を開催し、公正
に指名業者の選考を行っております。

質問者の言われます選考委員に第三者を入れるとした場合には、任命に当たって、そ
の方の利害関係の問題や指名選考は設計等ができ次第、速やかに選考を行い、早期発注
とした進め方をしておりますけれども、目的からしまして、その方がいなければ選考委
員会が開けないといったことにもなります。このために発注がおくれるといったことも
考えられます。また、報酬等の新たな費用負担も発生してくるわけでございます。こうし
たこともありますので、現段階では第三者の方を入れるといったことは難しいと考えて
おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、ランクづけについてのことでございますけれども、北海道に準じて指名の
方法を行っているのかということでございます。基本的には北海道と同じような手法を
とってございます。ただし、指名基準、先ほど1回目の町長の方からもご答弁がありま
たけれども、指名基準の発注標準額とか、それから総合評点値の中でのランクづけは各
厚岸町の方で定めたものでございます。

それから、真小がAランクの工事にしか入れられなかったのかというご質問でござい
ますけれども、真龍小学校につきましては、金額的に1億円以上の予定価格で発注した
ものでございますので、標準額からいきまして、Aランクの業者の指名の中に入ってま
います。そうしたことから、Aランクを中心とした指名の業者、その中に地元業者も
含めた中でのJVの組み合わせで選考をしたものでございますので、ご理解を願いた
いと思います。

それから、下水道工事の関係でございますけれども、今お手元の方に資料で配りまし
た下水道関係の工事、Aランクが7社程度入っております。これにつきましても先ほ
ど真龍小学校の工事と同じように発注の場合は、発注標準額、その予定価格がその発注
標準額の範囲の中で業者選定をしております。

ただし、工事の内容によりましては、例えば発注標準額が今厚岸町の土木工事であり
ますと1,500万円以上3,500万円未満と、Cランクではなっております。しかしながら、

この工事の難易度、その難易度の高さ、低さにつきましては、Dランクを業者もそのCランクに参入させていくといった取り方もやっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 15番、残り時間44分あります。

●佐齋議員 1つ目の問題でございますけれども、確かに第三者を入れたら大変なことはわかるんですけども、一般でなくても、議会なら議長や副議長で入れてできるんじゃないですか。その方がかえって公明正大に透明性があるんじゃないですかね。今いろいろと騒がれている官製談合というのはそういうことじゃないですか、これは。第三者を入れないから、そういう問題が出てくるんじゃないですか。何かの力があって。それであれば第三者を入れることによって、町民からガラス張りに、透明性が言いわけできるんじゃないですか、入れることによって。委員会にはいろんな人を、第三者を入れていて、ここでは入れられないと、確かに言うことはわかりますよ。わかりますけれども、そういうことがあれば、なおさらやっぱり入っていただいて、それで町民にわかるような、だれが見ても不自然でないような発注工事ができるような体制をとっていただきたいということです。

それから、2つ目のこれ道に準じてあれば、これあれじゃないですか、全部工事が例えばDランクであれば、Cの仕事できるんでしょう。Dであれば1,500万円にはなっています、例えばDであっても1ランク上なら1,500万円、3,500万円できるんじゃないですか。だけど実際今回の下水道、ちょっと見てみますと、Bの業者で2,200万円、これ2,200万円あったらCのランクじゃないですか。それから結構ありますよ。それからこのBの業者で2,700万円、それからBの業者で2,900万円、それからもう一つBの業者で2,400万円、これおかしいんじゃないですか。Bは3,500万円から5,000万円となっているんじゃないですか。

それとですね、今回下水道で、課長これあれですか、発注、ゼロ国から出ていますよね。3回、今回議会にも出てくるのありますけれども、これで大体ずっと、率を計算してみましたか。ということはA業者がどのぐらいで、B業者が何ぼで、Cが何ぼで、出しましたか。参考に申し上げます。これ私の数字、間違ったらちょっと違うと言ってください。

今回、下水でもって総体的に、最初にゼロ国で出たのが、前にも議会で問題ありましたけれども、ゼロ国で6億5,740万5,000円、そのうち出たのが、そのうちA業者が2億5,672万5,000円、B業者の1件が1億1,602万5,000円、もう1件のB業者が1億5,424万5,000円、A、B業者、3社で80%ですよ、これ。3社で。あとので、C、B、これ8社あるんですか、CとDで。残り20%ですよ。

それと、その後に5月15日にこれ下水に出ています。これも今言ったように、Bの業者が2,700万円、その工事あります。これAのゼロ国のときには、これCの業者とDの業者、ジョイント組ませて仕事出しています。2件あります、これね。あとはもう釧路とAと組んで。それと、これは29日に入札で、これはこれから議会に入るんでしょうけれども、これは3本出ていますね。そのうちの2,400万円にBの業者入っています。それから、

もう一つは釧路のAと地元のB、それから厚岸のAと。全部総体でいたしますと、私の計算では、今回の下水に関しては10億1,500万円出ています、大体金額が。そのうちのAの業者で31.3%ですよ。それからBの業者で22億7,000万円、もう1件のBの業者で18億3,000万円、合わせて10億円のうち大体7億3,000万円、3社で。合計しますと72%ぐらいだったですね。

これ発注していて、偏っていると思わないですか、これ。私も前段で申し上げましたように、この下水道は町民の環境衛生ばかりでなく、整備はもちろんのこと、地元業者育成、あるいは経済力向上、雇用の活性化にもなったと思うんですけども、これでなっていますか、これ。

それとですね、2回目の答弁なかったんですけども、今なぜタビの業者さんだと、下水やって何年になりますか。異常ですよ、今年こんなに。仕事の金額張るからタビが入るんでしょう。今最初ありましたよ、わかりませんから、釧路の業者ということで、技術を教えてもらいながらやっていたよ、その後全部地元でやっていたら。何で今だって、タビの業者か、技術的にそういう結局地元でできないのか。それをきちっと説明してもらわんとですね、さっき私言ったように、町民が、厚岸の町なのかどうかと、何だ厚岸の町ながら厚岸の業者じゃなく、ほとんどタビの業者やっているんじゃないかと、どうなっているんだと。そういう声が出ているんですよ。その辺をもう一度きちっと説明していただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、指名選考委員のメンバーに第三者を入れたらということの再々質問でございます。いかにして指名選考の透明性を図るかといったことになろうかと思います。公共工事の入札及び契約の適正化の推進については、国からも通知が入っております。その中で入札及び契約の過程、並びに契約内容の透明性の確保の推進が規定もされております。第三者機関の入札監視委員会等の設置ということももうたわれております。こうしたこともございます。

透明性の確保と不正行為の排除に努めることとされているわけですが、私もとしましても、透明性を図るのはどうすればよいのかということを検討していかなければならない課題として受けとめていきたいと思います。

それから、Bランクで下のランクの方にも、Cランクの方にも入っているのではないかとございまして、確かにBランクの業者、そのCランクの方の金額の中の工事に入っている実態もございまして、それにつきましては、工事の難易度、同じ技術的な要件を見た中で、どうしてもこのCランクでは難しいだろうということで、上のBランクのランクをCランクに入れるということをしてございまして。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、逆に工事の難易度を見た中では、Cランクの標準額の中でもDランクを入れるといったことを実態的には行われておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、なぜタビの業者かということでございましてけれども、厚岸町の例えばAラ

ランクの業者であれば、厚岸町には1社しかございません。それからBランクでは2社、Cランクは……、今ちょっと手元にないものですから、あれですけれども、そういった数が限られております。それでAランクであれば7社以上の指名を考えてございます。Bランク以下は5社以上ということで、指名をする業者の数をそれ以上ということで決めておりますので、なかなかそれがそろっていかないということになります。

例えばA工事であれば、7社以上となったときに、町内では単体では1社しかいない。ただ、JVを組んでAランクとした業者は、2社JVの中で今現在おります。それでも3社でございます。残り4社については、どうしても地方の業者から入れた中での指名を組まなきゃならないということでございますので、そういったことの中で地方の業者がどうしても入ってしまうということでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、あえてこの問題について答弁をさせていただきます。

私としましては、公共工事は地域経済の活性化という、さらにはまた雇用という、大きな経済政策であると考えております。そういう意味において、ただいま地元の企業の問題、提起されましたけれども、ご承知のとおり厚岸町における指名競争入札参加者指名基準の考え方というものがございます。これに基づいて、地元企業の育成という主たる目的を持って、私は地元の育成に最善の努力をいたしているつもりであります。

当然そこには技術力、難易度等の十分踏まえて指名しませんが、やはり指名責任というものもあります。すなわち立派な仕事をしていただく。これが最も指名責任の大事な問題でありますので、この点も十分に私は佐齋議員から何度も質問を受ける中で、強く言っていますが、地元地元で甘えた中の体質であっては困ると。やはりこういう厳しい時代でありますので、企業努力の中でふさわしい仕事ができる企業努力をしていただきたい、そのように考えておりますので、厳正、公平に指名をしてまいります。

●議長（稲井議員） 以上で、佐齋議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました10名の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は3時半とします。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、議案第65号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、議案第66号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、議案第67号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第65号、第66号及び第67号の公正委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

釧路支庁管内町村公平委員会は、厚岸町を含めた7カ町村と4つの一部事務組合によって共同設置しておりますが、この公平委員会委員につきましては、本年7月末をもって4年間の任期が満了することから、後任の委員として、次の3名の方々を選任するため、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求めたく、提案するものであります。

委員に選任したいとして提案いたします方々につきましては、議案第65号において、厚岸町の安池仁氏、議案第66号において、弟子屈町の遠藤清一氏、議案第67号において、白糠町の馬場和男氏をそれぞれ提案するものであり、3方の経歴につきましては、議案に添付しておりますので、履歴書のとおりでありますので、ご理解をよろしくお願いをいたし、ご同意よろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） まず最初に、議案第65号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第66号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第67号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件にあります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、議案第68号 公有水面埋立許可に関する意見についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程いただきました議案第68号 公有水面埋立許可に関する意見についての提案理由をご説明申し上げます。

公有水面埋立許可に関する意見について、第三種厚岸漁港厚岸地区特定漁港漁場整備計画に基づく若竹第一埠頭の静穏水域を確保するため、休憩用岸壁が必要となり、改修工事を施行する上で、公有水面の埋立が必要なため、工事の施行者であります農林水産大臣より埋立免許の出願がされまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事より意見が求められ、これに異議のないことを答申したいので、同法第4項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1として、埋立出願者の住所及び氏名であります、東京都千代田区霞が関1の2の1、農林水産大臣、中川昭一。

2、埋立の場所及び面積であります、厚岸郡厚岸町若竹町3丁目118番の地先並びに同地先の公有水面でございます。面積といたしまして、3,000トンで45.40平方メートルであります。若竹町3丁目118番地というのは、若竹町の第一埠頭でございます。

3として、埋め立ての目的であります、漁港施設用地でございます。

4、埋め立てに関する工事の施工に要する期間として、平成18年9月から平成22年11月までの4年2カ月を予定してございます。

次のページ、12ページをお開き願いたいと思います。北海道知事より公有水面埋立承認の出願について、諮問の写しでございます。平成18年5月19日付で北海道から出願のあったこのことにつきまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定によりまして、厚岸町長の意見を求められてございます。

なお、意見書につきましては、平成18年の9月15日までに提出することとなっております。

次に、議案の13ページの方に移らさせていただきます。

13ページには公有水面の埋立承認願書の写しでございます。出願者は農林水産大臣より北海道知事あてに出願しているものでございます。

少しめくって、議案の19ページをお開き願いたいと思います。

19ページにつきましては、埋め立て工事区域の概要の図面でございます。図面右側の若竹第一埠頭先端の左側に、点線で囲まれた区域が埋め立てに関する工事の施工区域ということであり、また、その中にくの字の実線が埋め立ての区域となっております。この若竹町の第一埠頭の先端から第二埠頭側、湾月町内側に向かって160メートル、そこから今度折り返しまして、岸側、若竹町の岸の方に向かいまして150メートル、これが埋め立ての区域ということになります。埋め立ての面積については3,000トンで、45.40平方メートル、それから点線部分の施行区域でありますけれども、5万5,887.44平方メートルでございます。

次のページ、20ページには、この今の図面を拡大した図面が載っておりますので、ご参照していただきたいと存じます。

それでは、少し戻って14ページの方にお戻り願いたいと思います。

14ページにつきましては、今の埋め立て区域の位置でありますけれども、厚岸郡厚岸町若竹町3丁目118番の地先並びに同地先公有水面でございます。埋め立ての区域でありますけれども、次の下の方に①の地点とか載っていますが、①の地点から衛の地点までを準備結んだ線により囲まれた区域が埋め立て区域となります。先ほどの19ページの図面でいうと、くの字の部分でございますけれども、埋め立て面積は3,000トンで、45.40平方メートルであります。

次に、15ページの方に移らさせていただきます。

15ページには、2として埋め立てに関する工事の施行区域でございます。1としまして、厚岸郡厚岸町若竹町3丁目118番の地内並びに同地先の公有水面でございます。

区域といたしまして、各地点を順次結んだ線及び?の地点と?を結んだ地点を結んだ線によりまして、囲まれた区域となります。これが工事区域となります。面積として5万5,887.44平方メートルでございます。

3として、埋め立て地の用途、これは漁港施設用地でございます。

次に、議案の16ページをお開き願いたいと思います。

16ページには、設計の概要ということで載っております。埋立地の地番の高さ、それから工作物の種類及び構造、さらには埋め立てに関する工事の施工方法について、それぞれ記載のとおりでございますので、それぞれ説明を省略させていただきたいと存じます。

5として、埋め立てに関する工事の施工に要する期間でありますけれども、4年2カ月となっております。

以上、まことに大変雑駁な説明でありますけれども、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

8番。

●音喜多議員 質疑というか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

今回の場合、農林水産省の方から道を経由して町に許可いただくというか、いいですかということで願いが来たと。厚岸町としては、以前からこのことについて要請してあったものなのかなどなのか。その辺の普通ならば地元から逆に上に要請していくというのが筋なのかなと思いますけれども、これは施設の管理がちょっと関係がついてくるのかなということからのその関係について。

それから、特定漁場の関係ということで、休憩でなくて、漁港の船どまりというか、そういうことでのあその場所は北風が吹けば、かなりそのまま、またもろに受ける地域であったということだけは確かですが、そういう関係で今回埋め立てをして、主にあその推進の関係については大きい船というか、道の実習船あたりは入れない部分があってというところがあるんですが、主に使うのはこの厚岸町の昔黄色い船と言われた大型の鮭鱒か、19の小型船程度であろうと思うんですが、その辺はどのように把握して、これをつくろうとしているのか、まずお知らせください。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのお尋ねでありますけれども、まず、この件につきましては、今年の3月20日、漁業協同組合の通常総会におきまして、組合員の議決をまず得てございます。それ以前に、平成16年にマリンビジョンの地域協議会を立ち上げてまして、これにつきましては水産関係者とか、あと漁業協同組合の関係者、それから町の関係者、それぞれ入ってございまして、地域協議会の中で、この若竹町の第一埠頭の静穏度の確保、これについて協議がされまして、要請もございました。

それとあと沖合漁業部会、それから沿岸漁業部会、それから養殖漁業部会、この件につきましては、それぞれの方からご意見をいただいた中で、この若竹町の第一埠頭の静穏度対策をぜひ実施をお願いしたいということで、そういった要請がございましたので、この厚岸漁港の整備計画を農水省で変更が今回認められたということで、この埋め立ての出願ということになったものでございます。

それから、この船どまりの関係でありますけれども、30トンの船に換算をいたしますと、30隻程度とまれると、係船できるというふうになってございます。これらについてはサンマの最盛期の外来船の対応にも十分できるものというふうにして期待をされてございます。

それから、道の実習船の関係でありますけれども、これらについては漁港、この第一埠頭の静穏域、これらの確保が今回優先をされまして、計画の中ではそういった航路のしゅんせつということで計画にもものってございますが、ちょっと1年2年ずれることになると思いますけれども、そういった航路のためのしゅんせつということもこの計画にのってございますので、ご理解をいただきたいというふう存じます。

●音喜多議員 いいです。

●議長（稲井議員） 他にございませんか。
13番。

●菊池議員 今回のこの水面埋め立て、施工区域面積と埋め立て面積、場所については理解しましたが、事業規模についてお伺いいたしますが、総事業費はどのくらいで、工事着手には地元業者も参加できるか、農水省の注文ですけれども、国費、道費、町費の割合というか、そういうのがわかったら教えてください。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのお尋ねでありますけれども、埠頭に要する工事費、それから岸壁にかかる工事費、それから道路も敷設されますが、これらに要する経費として4年2カ月で、足かけ5年となりますが、14億7,500万円を予定しております。

それから、この事業につきましては、国、第三種厚岸漁港ということで、北海道開発局が事業主体、国が事業主体となって行う事業でございますので、地元業者の関係でありますけれども、あくまでも国の方の執行ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

すみません。答弁漏れがありました。

補助の割合でありますけれども、これは全額国の方で行うというものでございます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 道開発局ということで、国の費用でやるんですけれども、結局国が注文するから発注するから、どこが総体的にまだわかりませんが、その中で地元Aランクでも参画できるのかどうかということをお聞きしているんです。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 入札の方法でありますけれども、公募型をとるか、その他の方法をとるか、これはまだ全く未定でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 この岸壁をつくるに当たって、どのような形でこれをつくろうという発案になったのか、その経緯と経過をちょっとお聞きしたいと思います。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この静穏域の確保につきましては、以前から若竹町の第一埠頭につきましては、静穏域の点につきまして若干難があるということは前から言われていたわけでありまして、それで、外来船誘致ということで、厚岸町水産業対策協議会という組織がございますが、そういった組織で外来船が来たくとも、ちょっと静穏度に難があるということがありまして、どうも釧路の方のサンマ船がサンマを荷揚げしたくても、ちょっとあるいはしけ模様で厚岸に係留をしたいということがございまして、どうも釧路の方に行ったりですね、その他花咲の方に行ったりしているのが指摘を受けてございます。ということで外来船誘致という観点に立って、厚岸にとってはそれはマイナスであるということで、何としても地元の第一埠頭に静穏域を設けて、外来船を確保してほしいという漁業者の強い要望がございました。

沿岸のカキ、アサリをやられている方もそれらの方からも外来船が停泊できる、係船できるスペースがないということで、かわいそうだと、見ていて気の毒だという意見もございましたし、あと地元の30トン未満の船主の方も、そういった係船スペースが少ないということで、地元、自分の湖内の方の地元の自分のところの棧橋の方に船を持って行って、外来船の方が停泊できるようにスペースをつくったりして、皆さんそれぞれ苦労されて、ここまでやってきたというようなことを伺ったわけでありまして。

そこで、ちょうどマリナビジョンという構想が持ち上がりまして、これらこのマリナビジョンにつきましては、ご案内のとおり、将来の厚岸の水産業を構想、これを具現化するといった構想でありまして、近代化するための構想ということでございますので、そういったマリナビジョンの計画にのって、国の方にこの静穏域の確保ということで計画をのせていただくために、今回申請を上げて、それが認められたということでございますので、ご理解をいただきたいというふう存じます。

●議長（稲井議員） いいですか。

●竹田議員 はい。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5、議案第69号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第69号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、その提案理由、その内容についてのご説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償事務など行うため、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合が共同で組織している団体でございます。

当該事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条の規定によりまして、当該事務組合を組織している地方公共団体の協議により行うことと定められております。

このたび改正しようとするものは、組合格約第9条の部分でございますが、現行規定で組合に管理者、副管理者及び収入役各1名を置くとなっておりますこの条文に、ただし書きとして、収入役を置かないことができる規定を追加するものでございます。これは近年収入役を置かない町村がふえてきたため、市町村等で公正している当該事務組合においても同様に収入役を置かないことができる旨を規定するものでございます。

次に、附則でございます。この規約は北海道知事の許可のあった日から施行すると定める内容のものでございます。これは北海道市町村総合事務組合を組織している各団体において、今回上程いたしました規約変更が審議され、それぞれ地方自治法第290条の規定による議決が得られました場合に、当該事務組合が北海道知事の許可を受けるための手続を行うこととなりますけれども、その許可を受けた日から施行するという内容のものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第6、議案第70号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第70号 辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

厚岸町には、現在平成15年度から19年度までを計画期間とする糸魚沢辺地と平成16年度から20年度までを計画期間とする大別、片無去、苫多の3辺地、町内には合計4つの辺地で総合整備計画を有しております。

これらの辺地の区域を設定するに当たっては、町界や字界を用いて行っております。しかし、平成17年度に行われた字名等改正事業によって、大別と片無去の2つの辺地の字界に変更が生じたことから、区域や面積なども変わるようになりました。このため平成16年度に策定した大別辺地と片無去辺地に係る総合整備計画を見直し、新たに平成18年度を始期とする5カ年度整備計画を策定すべく、北海道とも協議を重ねてきたところであります。

しかし、大別にあつては、4月1日現在における辺地の中心を含む5平方キロメートル以内の人口が50人を割ったことにより、辺地としての要件を満たすことができない状況となりました。このため辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った新たな区域をもって、片無去辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備するため議会の議決を求めるものであります。

なお、辺地の要件を満たさないことになった旧大別辺地における計画では、飲用水供給施設と農業経営近代化施設の2事業が位置づけられておりましたが、3カ年実施計画に登載のとおり、過疎債等を充当予定であり、このたびの策定見送りが特に支障となる状況にはないものと考えております。

議案書23ページをお開きください。

片無去辺地の総合整備計画書であります。辺地の人口は158人、面積は58.5平方キロメートルであります。1として、辺地の概況については記載のとおりであります。説明資料として配付させていただきました字名改正により、変更になった辺地区域図を参照いただきたいと思います。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。農道、林道、消防施設とも記載のとおりであります。

次に、3の公共的施設の整備計画であります。平成18年度から平成22年度までの5カ年計画でありまして、事業費は3つの事業費合計で3億690万円で、うち辺地対策事業債の予定額は1億470万円で、辺地対策事業債の充当率は対象費用の95%であります。

24ページには、公共的施設整備計画内訳ということで、事業の内訳をそれぞれ記載しておりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な提案理由でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(なし)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第7、議案第71号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第71号 財産の所得についてその提案内容をご説明申し上げます。

現在、所有しております除雪トラック4台のうち、平成2年度に購入した7トンダンプトラックVプラウ付自動車は15年が経過し、走行距離は5月末現在で30万キロを超えており、総体的に老朽化が進んでいることから、平成18年度防衛施設周辺民生安定施設整備事業により更新を行い、車両の安全性、さらには冬期除雪における作業の効率化を図るものであり、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書25ページをお開き願います。

内容でございますが、1として、財産の種類は物品であります。

2として、名称及び数量は除雪トラック1台、10トン級ダンプトラックアングリングプラウ及び路面整正装置付でございます。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による3社の指名競争入札であります。

4として、所得価格は金3,444万円であります。

5として、契約の相手方は、帯広市西21条北1丁目3番12号、日産ディーゼル道東販売株式会社であります。

次のページをお開きください。

参考としまして、1、除雪トラックをアングリングプラウ及び路面整正装置付ですが、形式はADG-CZ4YL型、エンジンはディーゼルエンジン、乗車定員は3名、総排気量は1万3,074cc、馬力は410ps、総重量は2万2,000キログラム、最大積載量は7,300キログラム、全長1万1,435ミリメートル、全幅3,500ミリメートル、全高3,700ミリメートルであります。

2として、納入期日でございますが、平成18年11月30日でございます。

次のページは、車両概要図でございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

す。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番。

- 谷口議員 指名競争入札に参加した会社の名前と、それから入札額、A、B、Cでいいですから、教えていただきたいんですが。それぞれの3社の。

- 議長（稲井議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

入札に参加した指名業者のお名前でございますけれども、日産ディーゼル、それからいすゞ自動車、それから日野自動車でございます。

入札金額でございますけれども、日産ディーゼルは3,444万円、税込みでございます。それから、いすゞ自動車3,448万2,000円、日野自動車3,475万5,000円でございます。

- 谷口議員 いいです。

- 議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第8、議案第72号 工事請負契約の締結について、議案第73号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第72号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚岸町の公共下水道は、市街地の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、計画区域の整備を進めているところであり、今年度は例年の5倍強の事業費をもって、湖北地区では宮園町、白浜町、港町、湖南地区では奔渡町、湾月町、梅香町、有明町の汚水整備を実施しているところでもあります。

議案書28ページをお開き願います。

内容であります。1として、工事名、筑紫恋道路外2污水管新設工事（その2）。

2として、工事場所は厚岸町、湾月町、有明町。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による企業体3社、単体4社の7社による指名競争入札でございます。

4として、請負金額は金6,331万5,000円であります。

5として、請負契約者は坂野・ホクホウ経常建設共同企業体、代表者として釧路市若松町6番2号、坂野建設株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地16、ホクホウ建設株式会社であります。

次のページをごらんください。

参考としまして、1、工事概要でございますが、施工延長、長さ531.64メートル、口径200ミリメートル、下水道用硬質塩化ビニール管、長さ376.72メートル、口径150ミリメートル、下水道用硬質塩化ビニール管、長さ147メートル、1号マンホール9カ所、公共升15カ所でございます。

2、工期でございますが、着手、平成18年6月29日から、完成、平成19年1月30日までとするものであります。

位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。次のページをお開きください。

位置図であります。町道筑紫恋道路の湾月町2丁目129番21地先から、有明町山通り交差点までのほか、湾月町10号道路、有明町1番道路の3路線の黒い実線のところが整備箇所であります。

次のページをごらんください。

平面図でございますが、町道筑紫恋道路では、図面左側になります。湾月町2丁目129番21地先1号マンホールから図面右側になります。有明町山通り、及び有明町2番道路交差点までを口径200ミリメートルの下水道用硬質塩化ビニール管を376.72メートル、図面中央付近になります。湾月町10号道路では、口径150ミリメートルの下水道用硬質塩化ビニール管を75メートル、有明町1番道路では口径150ミリメートルの下水道用硬質塩化ビニール管を72メートル、これに各マンホールの口径長を加えた施工延長531.64メートルを開削工法により工事を行うものであります。

1号マンホール9カ所につきましては、白丸に1号マンホールと表示されたところが施工箇所となります。公共升15カ所につきましては、黒丸で表示したところに設置するものであります。

図面右下、標準施工断面図でございますが、これは筑紫恋道路の標準施工断面図でございます。車道中央から右側、山側になります。1.5メートルの地点に污水管を埋設するものでございます。

続きまして、議案第73号でございます。

議案書32ページをお開きください。

議案第73号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容であります。1として、工事名、筑紫恋道路外1污水管新設工事（その3）。

2として、工事場所、厚岸町有明町。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による企業体3社、単体4社の7社による指名競争入札でございます。

4として、請負契約は金6,478万5,000円であります。

5として、請負契約者は厚岸郡厚岸字真栄町1条113番地5、株式会社宮原組であります。

次のページをお開きください。

参考といたしまして、1、工事概要でございますが、施工延長は長さ464.59メートル、口径200ミリメートル、下水道用硬質塩化ビニール管、長さ281.61メートル、口径150ミリメートル下水道用硬質塩化ビニール管、長さ169.47メートル、1号マンホール6カ所、3号マンホール1カ所、公共升15カ所でございます。

2、工期でございますが、着手、平成18年6月29日から、完成、平成19年1月30日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。次のページをごらんください。

位置図であります。町道筑紫恋道路の有明町山通り交差点から有明町1番102地先までと、有明町山通りの筑紫恋道路交差点から有明団地中通り交差点までの黒い実線のところが整備箇所であります。

次のページをお開きください。

平面図でございますが、町道筑紫恋道路では、図面左側になります。有明町山通り及び有明町2番道路の交差点の1号マンホールから図面右側の方になりますが、有明町1番102地先の1号マンホールまでを口径200ミリメートルの下水道用硬質塩化ビニール管を281.61メートル、有明町山通りでは図面左側ですが、筑紫恋道路の交差点の1号マンホールから有明団地中通り交差点の1号マンホールまでを口径150ミリメートルの下水道用硬質塩化ビニール管を169.47メートル、これに各マンホールの口径長を加えた施工延長464.59メートルを開削工法により工事を行うものであります。

1号マンホール6カ所につきましては、白丸に1号マンホールと表示されたところが施工箇所となります。3号マンホール1カ所につきましては、図面左側の筑紫恋道路と有明町2番道路の交差点のところが施工箇所となります。

公共升15カ所につきましては、黒丸で表示したところに設置するものでございます。

図面右上、標準施工断面図でございますが、これは筑紫恋道路の標準施工断面図でございます。車道中央から左側有明公住外になります。下に1.5メートルの地点に污水管を埋設するものでございます。

以上、議案第72号と73号の提案内容の説明でございますが、非常に雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） まず最初に、議案第72号について質疑を行います。

8番。

●音喜多議員 単純なご質問というか、お聞かせいただきたいと思います。

72号、そして73号にちょっと関係しますが、今回この2件について、この春に工事が湖北地区、あるいは奔渡地区においても工事の発注がなされておりますが、今回この2件について、この6月に提案するというか、その理由はどのような事情でこういう形に離れたのかということをもまず一つお尋ねしたいと思います。

それから、今回の工事の予算関係については、春と同じように総額16億円ですか、繰り越しを含めですね。その金額の中の予算で、今回の発注になったんだと思うんですが、その辺をちょっと確認しておきたいと。

それから、もう一つは奔渡の72号で説明されております、奔渡でなくて筑紫恋、有明筑紫恋道路ですね。污水管の本管が道路の左側、今説明にもございましたが、左側を通るという理由は何があるのかなと。いわゆる污水管の新設工事のその2の部分では、いわゆる左側は山手で、右手は筑紫恋に向かってですね、右手は住宅街なんですよ。左側に污水管の本管を入れていくということになると、例として若竹町の污水管のように、両方に掘削していくというのか、もうそれぞれの家庭の污水管するとなれば、でこぼこの穴というか、あれになるわけですね。

これ住宅側の方の污水管を設置していくと、それほど左側の方は何ら支障なく、それほど大きなでこぼこができないのではないのかと。いわゆる片方のは山側ですから、家は建つ見通しはないわけですね。左側の平地の方には家は建って張りついていますから、そんなことから素人的に考えると、どうしてこの污水管が左側になったのかなと、何か理由があるのかなというふうに思いますので、その点、お知らせください。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） まず、1点目のなぜ今回の議会に提案したのかという、そういう内容でございますけれども、今回のこの理由につきましては、ご存じのように工期が1月、延長等の関係から、今回1月30日になっております。そういった部分で、6月の議会がタイムリミットといいますか、そういった部分で今回……

●音喜多議員 そんなことを聞いているんでないって。3月で一緒になぜ発注できなかったか。

●水道課長（高根課長） すみません。あくまでも今回のこのまず16億円の事業費の関係でございます。それで16億円のうち、ゼロ国が9億6,600万円でございます。残りが通常分でございます。この今回の工事は通常分の関係で、今回の議会に提案させていただいた。あと3月の議会の提案させていただいたやつにつきましては、ゼロ国の9億6,600万の中の工事費でございます。

あと事業費、2点目の、今回先ほども2点目の16億円の中の今回事業費の中かという

質問でございますけれども、16億円の中で、先ほども話しましたけれども、ゼロ国が6億8,400万円、あと残りが6億3,400万円でございます、それでこの中に管渠費は入っております。

あと3点目の汚水管の、汚水管といいますか、位置でございますけれども、本来歩道の中に入れたかったんですけれども、歩道の中には縦断管が入ったりですね、水道管とかが入りまして、そして、そのため向かいの方の車道に入れた、布設した、そういう経緯でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 わかったけれども、今年度の通常の6億3,400万円のうちの今回の発注ということになったわけですね。ですけれども、この6億3,400万円の中には、既に3月に発注した分も含まれているわけですね。そういう意味からすると、今回の1億、これ2つ足せば1億2,700万円ですか。これがなぜこの1億2,700万円、800万円か、あたりがぼつんと離れたというか、6月に切り離して発注になったのかと。通常の6億3,400万円のうちの1億2,000何がし、今回の発注分だけの予算のお金の手だてができなかったというんであればわかるけれども、既にこの6億3,400万円の中で、ほかにも既に発注しているわけですね。この1億2,000万円の約1億3,000万円と見てもいいけれども、これだけを分離して、6月に発注しなければならない理由は何なのかということに聞いているわけですし、それで今言ったように、私たちが例として言ったようにお金が、手だてがなかったというのかどうなのか。そのおくれた理由、6月に発注した理由は何なのかということをもう一度改めて聞きたいと思います。

道路の左側にしたというのは、水道だとか、そういうほかのものが入っているがためと。あそこに入っているといたら、水道くらいのもでないかなと思うんですよ。ましてや住宅地の方はずっと下がっているわけですよ。山手の方は神社というか、お寺の山、吉祥寺さんの裏側になるわけですが、吉祥寺さんばかりじゃないですけれども、それこそそっち側の方にこの地図から見る限りでは、山側の方に、がけ側の方に持っていくわけですね。

ですから、ちょっと今言ったように、歩道の中に水道と共存できれば、一番それこそ道路の傷が少なくて済んだのではないのかなと。土木でない水産科の私の頭でさえもそう思えるんですが、もうちょっとその辺のところ何とか検討ならなかったものかなと、非常に若竹町の道路の状況、あるいは住の江の道路を掘ることによって、でこぼこというか、非常に車の通るたびにいろんな話、町民の皆さんから聞くと、やはりふだんのそういう道路の使い勝手というか、そういうことを何ぼ公共下水の弁を入れるにしたって、いかに少なく、それこそ被害を少なくというか、やり方をするということを考えなかったのかなと。素人目にもわかりますよね、そういうことはね。

だけでもお金というか、予算を持つ人は勝手にそういうことを、その人の自覚でやれるという国の人と言うくらいですから、その辺のところはちょっと庶民感覚とはずれているなという思いがするんですけれども、そういう事情があれば、いたし方ないことなのかもしれません、一般町民から見たら、そんな無理して、そういう掘らなくてもいい

いでないかと。もっと端の方から掘っていったらいいんでないのと、端の方に入れたらいいんでないのという感触になるんですが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 1点目のなぜ今時期なのかと、先ほどの答弁、不満足でしたので、今回16億円のうちゼロ国債分が9億6,600万円です、事業費ですね。残り通常分が6億3,400万円、トータルしまして16億円になります。そのうちゼロ国と通常分というのはトータル16億円になるんですけれども、実際中身的には別事業なんですね。事業的な補助事業の中でですね。ですから、それぞれ事務費もありますし、ですから、今回9億6,600万円の方は、ゼロ国債ですから、3月ご承認いただいた11本、工事費は6億8,400万円ですか、それは発注しました。あと残りですね、6億3,400万円のうち、いわゆる通常分ですけれども、今の既に3億8,100万円、3億8,100万円ほど発注しております。12本。あと残工事が7本あるんですけれども、そういった分で、先ほども話したんですけれども、通常分の中、ゼロ国と別事業、今回1月30日も工期的にももうかなり冬場を迎えて厳しい、そういった部分で、今回6月提案した次第でございます。ご理解いただきたいと思えます。

あと、いわゆる布設位置の関係でございますけれども、布設位置の関係につきましては、先ほど私もちょっと話したんですけれども、実際水道管、あと縦断管もあったんですけれども、その下水道の実は污水管、終末処理場に行っている管も口径400ミリですか、そういった分が終末処理場に有明の方に行っているんですけれども、それが歩道に入っているんですね。

そういった部分で歩道がもう入るスペースがない、そういった部分でやむなくその車道に持っていった。本来交通事情とか、いろんなことを考えたら、歩道に入れるのがベターだと思います。例えば公共用污水幹線、道道あたりは歩道に入れたり、若干水道がかかるんですけれども、若干切り回して、そして歩道に入れたり、ですからあくまでも経済性含めて、今後の維持管理含めて、そういった部分でいかに安く、また今後の維持管理しやすい、例えば車道を切ることによって、当然復旧したことによって継ぎ目が出たり、また走行に支障が来るとか、そういった部分がありますので、極力維持管理上、今後の布設後、維持管理上ないように歩道につけるとか、車道につけても最小限の復旧の範囲内で行うとか、そういった部分を検討しまして、布設位置を検討しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 どうもわからないのは6億3,400万円のうち、もう既に3億4,100万円ですか、を3月に発注していると。6億3,400万円の通常分のうち、3億8,100万円か、それ7本あるうち今回2本が出たと。工期がないからというけれども、今回の発注が3月でなくて、6月だったのはどういう理由ですかと、それを聞いているんですよ。だからお金がなかったから、確保できなかったから、今回6月で確保できたから、今回手配した

というのか。じゃほかの残り7本だということは今回2本だとすれば、残り5本はいつ出るのかという、私の考えが、頭が悪いからそういうことなんだろうと思います。

それから、左側につけたという、左側の方に今回污水管を入れたというのは、それはわかるような気がします。しかし、いずれにしたって、そのとき本管を入れるときに、污水管も入れなきゃいけないということもわかっているわけですよ。我々から考えれば。それは抱き合わせで入れるとか、二段構えにするとか、そういうことがあったんだろうけれども、そう言えばお金がついてないよということなのかなと思います。いずれにしても無理なものは無理というか、だめなものはだめというような感じですので、その污水管についての歩道に入れられなかった事情ということはわかったにしても、そのお金でなくて、今回2本発注になるやつがどうして6月になったのか、私が見れば本当に。

じゃ、あとの今のお話の中では5本残りあるとするならば、いつやるのか。それこそ工期のことを言うならば、ずっと後にまだこの6月後に発注になるのかなと、それこそおくれるのは何なのかなという疑問がわくんですが、その辺逐次説明していただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 私の方から、なぜ今の時期になったのかという点についてご説明を申し上げたいと思いますが、今のご質問をお聞きしていると、一部誤解があるではないかというふうに思います。

総体で16億何がしという予算があります。ゼロ国の分は9億6,600万円です。それは3月に発注している分であります。今回の通常分の6億3,400万円の事業費のものについては、5月に発注している。3月ではなくて、5月に発注している。6億3,400万円のうち、3億8,100万円は5月に発注している。

それで、今回6月の議案に上程させていただいたのは、5,000万円以上のものは議会の議決を得なければならないという規定がありますので、このたび上程をさせていただいて、ここで議決をいただいた後に、本契約をして、工事に当たっていただくということを言われましたので、ご理解をいただきたいと思います。

●音喜多議員 もう1回、ちょっとだけ。

●議長（稲井議員） 3回終わっていますよ。

●音喜多議員 それじゃ私ちょっと誤解していたと思うんですけども。

●議長（稲井議員） それでは特に認めます。

●音喜多議員 そうすると、今後通常の部分は6月以降に発注されると、通常の公共工事についての当年度の通常発注分については5月というか、年度明けて、正式には臨時会

以外は6月の定例会にかかるというふうに理解してよろしいでしょうか、今後の部分については。5,000万円以上であれば。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 基本的には今ご質問者の言われるとおりでと思います。5,000万円以上のものについては議会の議決が必要ですから、今6億3,400万円のうち3億8,100万円が既に発注済み、残り2億5,300万円については、これから発注になりますということです。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 72、73は関連いたしますので、これの72、73号の落札率、それから入札した業者名、金額、それを提示していただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、筑紫恋道路外に污水管新設工事（その2）の方の落札率でございますけれども、94.8%でございます。

それから、入札の結果でございますけれども、坂野・ホクホウ経常建設共同企業体が6,331万5,000円、宮原組が6,394万5,000円、萩原建設工業6,405万円、葵・明盛経常建設企業体6,404万円、新太平洋建設6,426万円、村井道東経常建設共同企業体6,478万5,000円、丸彦渡辺建設株式会社6,490万円でございます。

それから、筑紫恋道路外1污水管新設工事（その3）の方でございますけれども、落札率は94.7%でございます。

入札の結果でございますけれども、宮原組6,478万5,000円、新太平洋建設株式会社6,510万円、丸彦渡辺建設株式会社6,520万5,000円、坂野・ホクホウ経常建設共同企業体6,541万5,000円、葵・明盛経常建設企業体6,562万5,000円、萩原建設工業株式会社6,594万円、村井道東経常建設共同企業体6,604万5,000円となっております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 これは図面、さっきあれしましたら、開削工事ですね。それで、下水道用硬質塩化ビニールということは、片口受けのゴム輪ですね。塩ビ管のゴム輪ということですね。そうした場合、これは金額があれですけれども、これこの地元の例えば一般質問でも申しあげましたけれども、結局6,000万円以上になると、これはAの業者とかね、これ共同で組むんであれば、2つに分けてですね、金額的に地元のCの業者ができるような形にできなかったんですか。例えば開削のこのゴム輪であれば地元業者できますわ

ね。別に技術的に問題あって何だか、これタビの業者なればできないような工事でもないんじゃないですか。

それとですね、それから、これは70、75、これ5月29日入札されていますよね。そのときに、ほかに何本出ていますか、その後出ていけば一緒に教えてください。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、地元業者のJV、質問者のおっしゃいましたのは、CランクのクラスのJVの構成のどこかできなかったのかということだと……、ございます。

●佐齋議員 2つに分けた場合、できるんじゃないのと、JVじゃなく。

●建設課長（佐藤課長） 工事を分けた場合にはできるんじゃないかということでございます。大きな工事を分割して発注することができないかというご質問になろうかと思えますけれども、一つの工事を単に工事件数をふやす目的で分割するのは、1件の工事と比べますと、工事費が高くなりまして、税金をむだに使うということから、それはできないわけでございます。

なぜこの工事費が高くなるかと申しますと、作業機械や仮設材料等の運搬費用、それから現場を管理する費用等は工事を分けることによりまして、一つであったものがおのおの同じ費用がかかってくるので、工事が高くなってしまうというようなことございます。

このようなことで、大きな工事のほとんどは補助事業でございますので、補助申請時等の審査を受ける段階で、まずそれは認められないことになりまして、会計検査等での指摘事項になることにもなりますので、その辺はご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後4時40分休憩

午後4時43分再開

●議長（稲井議員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 貴重な時間をとりまして申しわけございません。

ほかに何本の工事を発注したのかということでございますけれども、6件の工事を発注しております。

●議長（稲井議員） 15番。

- 佐齋議員 課長、確かにね、分離すること、1本出した方が仕事は経費かからないですよ。けどおかしいですよ。そしたら松葉町の道路、どうなんですか、これは。あれ分離したんじゃないですか。それから小学校もどうですか、あれ分離したんじゃないですか。あれ1カ所に任せた方が安く上がるんじゃないですか、そういえば。

それとですね、結局、タビやることによって、やっぱりこれは一般質問したように、計画、環境衛生ばかりでなく、地元の経済向上をやるのであれば、タビにやって税金落ちるんですか、これ。やっぱり地元にする、少しでも分けてやることによって、地元が底上げすることで町も潤うんじゃないですか。何ぼこれタビにやったって、何が落ちるんですか、これ。おかしいじゃないですか。何かあると分離発注、分離発注したら高くつく。分離発注するんなら、松葉町だって分離発注で一括にした方がいいんじゃないですか、あれわざわざ分離発注したんじゃないですか。小学校もそうじゃないですか、分離したのは。言っていることがおかしいですよ。

それとですね、僕、今29日に何本出たと聞いたのは、これ厚岸のBの業者ですね。この前に2,440万円と同じにとっていますよね、入札で。これは2,400万円というのはこれと言うと、Cのランクの金額ですよ。Cのランクの2,400万円とってですね、新たにまたこの6,000万円のこれをとっていると、業者が。おかしいじゃないですか、これ。特定業者のために出しているみたいなものじゃないですか、これ。

- 議長（稲井議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

先ほど工事を分割して発注できないかということの中での再質問と受けとめます。

それで、例えば工事を分割して発注する場合としましては、工事の施工延長が長いために、年度内に終わらない場合などは、年度内に終わるよう分割して発注する場合がございます。例えば下水道工事、こういったものは凍結がひどくならない、おおむね12月までに現場作業がおおむね終了する区間を1件の工事として、分割する方法をとってございます。

それから、工種が違う場合、例えば舗装工事と改良工事とか、建築本体、電気工事、機械設備工事等は工種に分けて、分割発注する方法をとってございます。

以上でございます。

- 議長（稲井議員） 他にありませんか。

16番。

- 竹田議員 工事に当たって、例えば6,300万円をDランク、Cランクに下げようと思えば、2分の1、3分の1にできないことはない。その上で何が問題かと、今の課長の答弁であれば、2分の1、3分の1分割したときに経費がかかると。その答弁、ずっと聞いてきているんですよ。ここではっきりしましょうよ。じゃ2分の1、3分の1になったときに、言葉だけじゃなくて、幾ら2分の1になったときに経費がかさむんですか。3分

の1になったら、幾ら経費がかさむんですか。そうしたらわかりますよ、僕らも。ただ単に口だけでね、一般論みたいにして言ったって、わかるわけじゃないですよ、そんな説明で。

実際どのくらいかさむんですか、計算したことがあるんですか、じゃ。そういうふうにするのであれば。小学校が1校の校舎を1つの業者がやった場合、それから今回2分の1に切った場合、どのくらいの経費がかさんだんですか。だから分けたんですか。だから1本でやれなかったんですか。それきちっと説明してくださいよ。数字を上げて、何%で幾らですというのを。計算も何もしないで、ただだらだらしゃべったって、わかるわけじゃないじゃないですか。きちっと説明してください。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

ただいまの数字でございますけれども、それにつきましては、工事費を算出、その工事に合わせた経費を算出して出していかなければなりませんので、今の段階では幾らになるかということはお示しできないのをご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 それはね、全くおかしいんですよ。高くなるんだっていう数字を示すのであれば、最初から、例えば2,000万円の工事であれば、このくらいかさむんだと、6,000万円の工事であれば、これだけかさむんだというデータみたいのをきちっと自分の中に把握できていないと、そういう言葉が出てこないわけでしょう。それがわかっているからそれを言えるわけでしょう。だから、全くだから説明にならないということも言っているんですよ。そうじゃないですか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 実際に数字で示せということでありますので、計算の時間をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 3回目でしょう。

●議長（稲井議員） 3回目ですよ。いいんですよ。
16番。

●竹田議員 2回目の質問のときに、その数字を出すのはいいですよ。2回目のときに言ったのは、幾らのときには幾ら工事費がかさむというデータを持っていないと、ずっと

今までの建設課長の代々の課長もそうやって言ってきたんだけれども、データがきちっとなければ、本来そういうことは言えないわけでしょうということ。そのデータを持っているのかい。それをちゃんとデータの上で、それから計算式をたたかないと、計算ができないよ、だから時間くださいだったらわかるけれども。

(「ですから、手持ちのデータはないから、算数を今はじく時間をくださいと言っているんです」の声あり)

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後 4 時50分休憩

午後 4 時53分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時54分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年6月22日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

